久慈地区汚泥再生処理センター建設事業

環境影響評価書

要約書

平成 30 年 9 月

久 慈 広 域 連 合

目 次

page
第1章 事業者の氏名及び住所 1.1 事業者の名称 1.1
1.1 事業者の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1.2 代表者の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.3 事業者の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2章 対象事業の目的及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.1 対象事業の目的
2.2 対象事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3.1 自然的状況 · · · · · · · · · · · · · · · · 24
3.2 社会的状況 · · · · · · · · · · · · · · · 27
3.3 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制
の内容その他の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第4章 環境影響評価図書に対する意見及び事業者の見解 ······ 32
4.1 方法書に対する意見の概要と事業者の見解・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4.2 準備書に対する意見の概要と事業者の見解・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法・・・・・・・・・38
第6章 調査、予測及び評価 40
6.1 調査項目及び調査地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
6.2 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第7章 環境保全措置
7.1 工事の実施時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7.2 土地又は工作物の存在及び供用時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第8章 事後調査
第9章 総合評価71
第10章 評価書作成にあたって準備書に記載した事項との相違個所 72
第11章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地 · · · · · · · · · · 75

第1章 事業者の氏名及び住所

第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称

久慈広域連合

1.2 代表者の氏名

久慈広域連合 広域連合長 遠藤 譲一

1.3 事業者の所在地

岩手県久慈市中町1丁目67番地 久慈市役所分庁舎

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 対象事業の目的

久慈広域連合(以下「当連合」という)管内(久慈市、洋野町、野田村及び普代村)から発生するし尿、浄化槽汚泥、農漁集排汚泥及びコミニティ・プラント汚泥(以下、「し尿等」という。)は、当連合のし尿処理施設である久慈地区し尿処理場(処理能力105k@/日)で処理している。

このし尿処理場は、稼動開始後 40 年以上経過して老朽化が著しく適正な処理が憂慮されるようになってきていること、加えて浄化槽の普及などによる搬入し尿等の性状の変化・変動や総排出量の抑制による環境への配慮や、し尿処理における未活用資源の回収・再資源化に対応するため、汚泥再生処理センターを建設するものである。

計画にあたっては、周辺地域の環境との調和を十分に図り、耐震対策や美観に十分配慮するとともに公害防止基準を遵守し、経済的、合理的な計画を基本とし、住民に親しまれる処理施設とすることはもちろんのこと、現場の職員の作業環境を十分満足できる施設として整備するものとする。

施設は、汚泥再生処理センター性能指針を満足すると共に安全性を確保し、関連する法令、規格、基準等に準拠して維持管理が容易に行えるよう作業動線等を考慮し、それぞれ設備の機能を十分に発揮できるよう合理的に配置し、設備はすべて建屋内に収めることとする。最後に、維持管理コストはできる限り経済的で、かつ処理性能に優れた施設を目指すものである。

2.1.2 対象事業の経緯

当連合管内から発生するし尿、浄化槽汚泥等は、当連合が管理運営しているし尿処理施設である「久慈地区し尿処理場」へ収集運搬され衛生的に処理され、消毒後二級河川夏井川に放流されている。

このし尿処理施設は、昭和 43,44 年度に計画処理量 40kl/日の嫌気性消化・活性汚泥法処理方式として建設され、その後し尿搬入量の増加に伴い、昭和 52,53 年度に 65kl/日の増加を行い、計画処理量 105kl/日のし尿処理施設として現在に至っている。また、平成 11 年度には、処理フロー変更に伴う改造工事を実施している。

当初建設の 40k0/日施設は、既に耐用年数を大きく越えて 40 年以上経過しており、増設した 65k0/日施設も 30 年以上経過し、ともに経年変化による施設の老朽化が顕著になってきていることから、平成 24 年度に実施した精密機能検査報告書では、「大規模改修工事または全面更新を検討する時期になっています」とまとめている。

本事業は、このような状況に対処するため、新し尿処理施設を整備するものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

岩手県環境影響評価条例(平成 10 年 7 月 15 日条例第 42 号) 別表第 5 号 し尿処理施設の設置の事業

2.2.2 対象事業の実施区域の位置

事業実施区域を、図 2-2-1 に示す。

所在地:岩手県九戸郡洋野町中野第7地割字尺沢30-10付近

対象事業実施区域は、図 2-2-1 に示すとおり洋野町の南部、久慈市との市境となる高家川の左 岸から約 1.5km の海成段丘に位置し標高約 160mである。

北東側には国道 45 号が南北に走行し、南側の高家川沿いから太平洋沿岸にかけて JR 八戸線が 走っている。また、対象事業実施区域沿いの北側には町道中野八種線が東西に走っている。

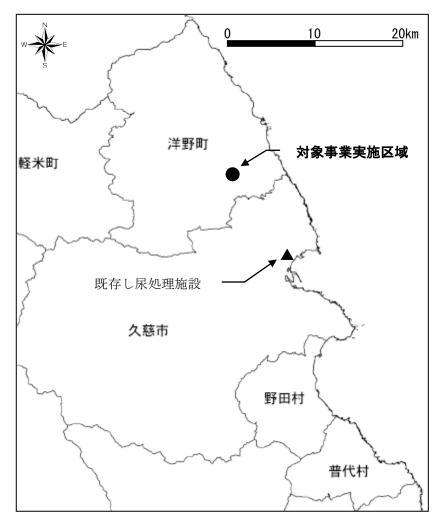


図 2-2-1(1) 対象事業実施区域

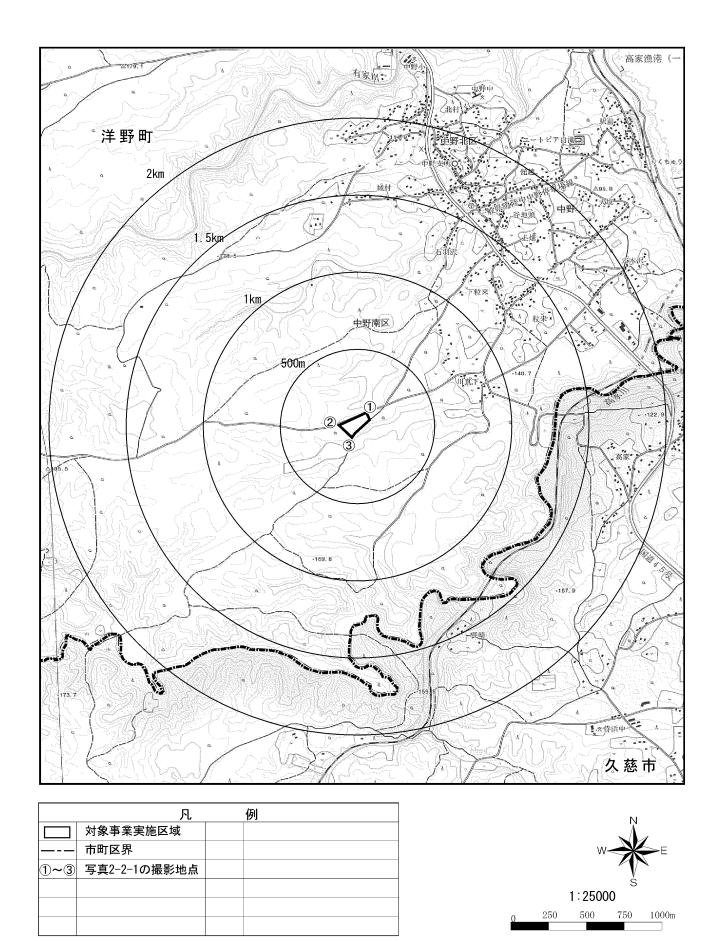


図 2-2-1(2) 対象事業実施区域

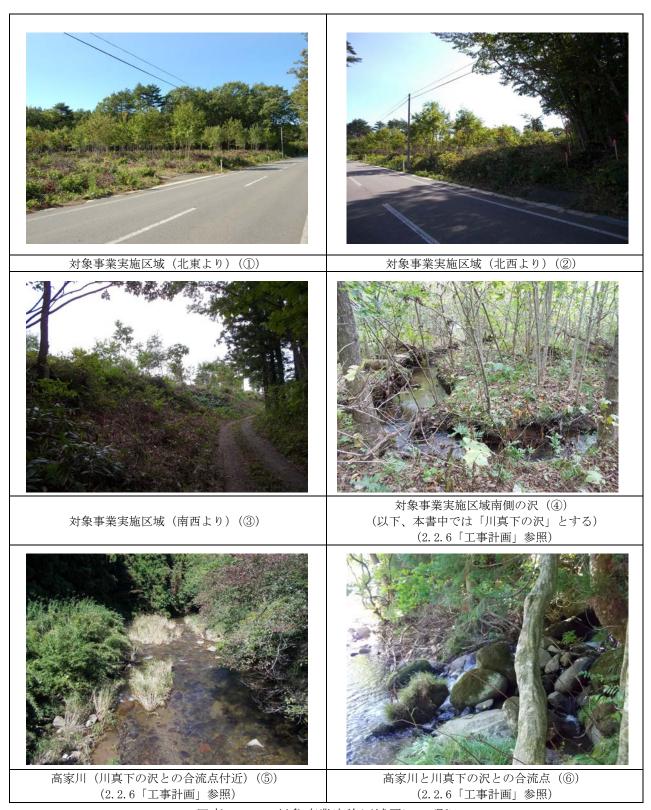


写真 2-2-1 対象事業実施区域周辺の現況 (カッコ内の数字は図 2-2-1(2)及び図 2-2-9 上での撮影地点を示す)

2.2.3 対象事業の規模

対象事業の規模等の計画概要を表 2-2-1 に示す。

新し尿処理施設は、既存施設と異なる水処理方式を採用し、処理能力は同等であるが、敷地面積が小さく、処理水放流先の水環境への汚濁負荷も低減できる施設とする。

臭気処理についても、施設からの臭気の排出を極力低減するものとする。

また、汚泥の資源化設備として堆肥化設備を設けることで、地域内で完結する循環型社会の形成を目指す。

表 2-2-1 計画概要

- · · ·	双乙乙二 前四帆安			
項目	新し尿処理施設	既存処理施設		
施設の名称	汚泥再生処理センター	久慈地区し尿処理場		
所在	岩手県九戸郡洋野町中野第7地割字尺 沢30-10付近	岩手県久慈市夏井町閉伊口 9-18-1 付近		
敷地面積	約 1.15ha (方法書では約 1.1ha)	約 2. 5ha		
処理対象	し尿、浄化槽汚泥(単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥)、農漁業集落排水施設汚泥、コミュニティ・プラント汚泥	し尿、浄化槽汚泥及び農漁業集落排水 汚泥		
計画処理能力	105k0/日	105k0/日		
水処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式	嫌気性消化・活性汚泥法処理+ 凝集沈殿方式		
資源化方式	堆肥化方式	なし		
臭気処理	生物脱臭+薬液洗浄+活性炭吸着	薬液洗浄(脱臭剤)+水洗浄		
プロセス用水	河川水または上水道 約 50 m ³ /日			
放流先及び放流量	2級河川 高家川 158m³/日以下(検討中)	2 級河川 夏井川 2, 159m³/日以下		
放流水質 (検討中)	pH:5.8~8.6 BOD:5 mg/0以下 COD:30 mg/0以下 SS:5 mg/0以下 全窒素:10 mg/0以下 全リン:1 mg/0以下 色度:30 度以下 大腸菌群数:100 個/cm³以下	pH:5.8~8.6 BOD:20 mg/ℓ以下 COD:- SS:30 mg/ℓ以下 全窒素:- 全リン:- 色度:- 大腸菌群数:3,000 個/cm³以下		
稼働開始	平成 33 年 4 月予定	昭和44年度(40kl/日施設) 昭和53年度(65kl/日施設) 平成11年度(改造工事:浄化槽汚泥前 処理設備の新設、汚泥脱水フローの変 更、焼却設備の撤去等)		

2.2.4 対象事業において処理する廃棄物の種類及び量

本事業において処理が見込まれている廃棄物の種類及び量を表 2-2-2 に示す。し尿、浄化槽汚泥及び農漁業集落排水施設汚泥の合計で 105kl/日とする。

搬入し尿、浄化槽汚泥等の性状は表 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-2 計画処理量

項目	処理量(kℓ/日)
し尿	65
浄化槽汚泥	32
有機性廃棄物	
(農漁業集落排水施設汚泥及びコミ	8
ュニティ・プラント汚泥)	
合 計	105

備考) 処理量は稼働予定年の平成33年度の計画値。

表 2-2-3 搬入し尿、浄化槽汚泥等の性状

項目	単 位	し尿	浄化槽 汚泥	集合汚泥
рΗ		7. 6	7. 2	6. 7
BOD	mg/Q	7, 300	5, 400	5, 900
COD	mg/l	4, 500	5,000	8, 700
SS	mg/l	8, 300	12,000	19,000
全窒素	mg/Q	2,600	1, 200	1,600
全リン	mg/Q	310	190	400
塩化物イオン	mg/l	2, 100	640	60

2.2.5 対象事業に係る処理の計画の概要

- (1) 土地利用計画·施設配置計画
- 1) 土地利用計画

土地利用計画図を図 2-2-2 に、施設配置計画図を図 2-2-3 に示す。

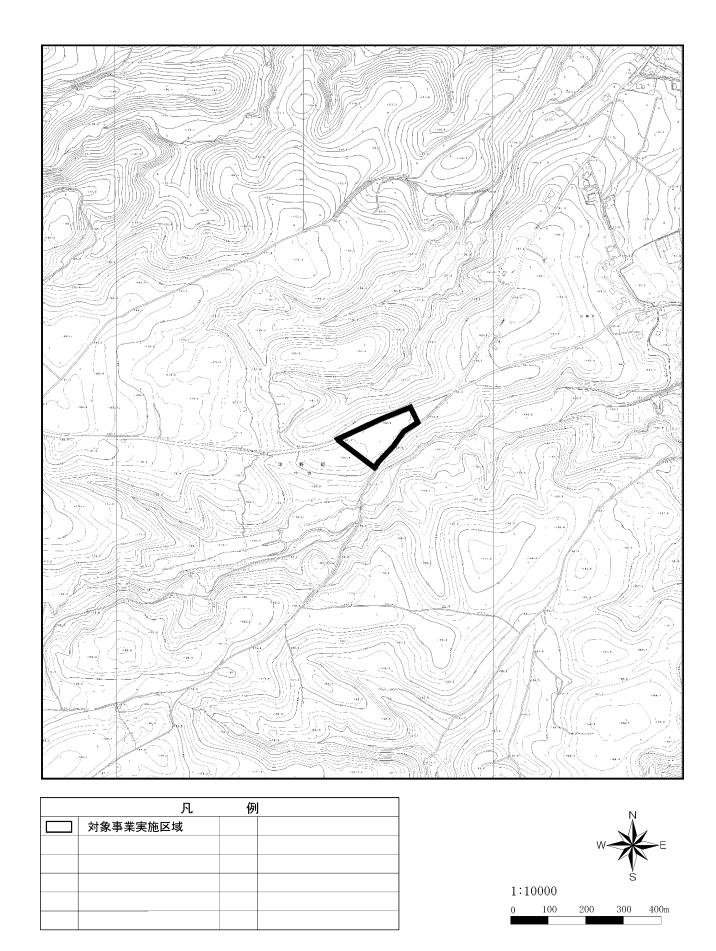


図 2-2-2 土地利用計画図(案)

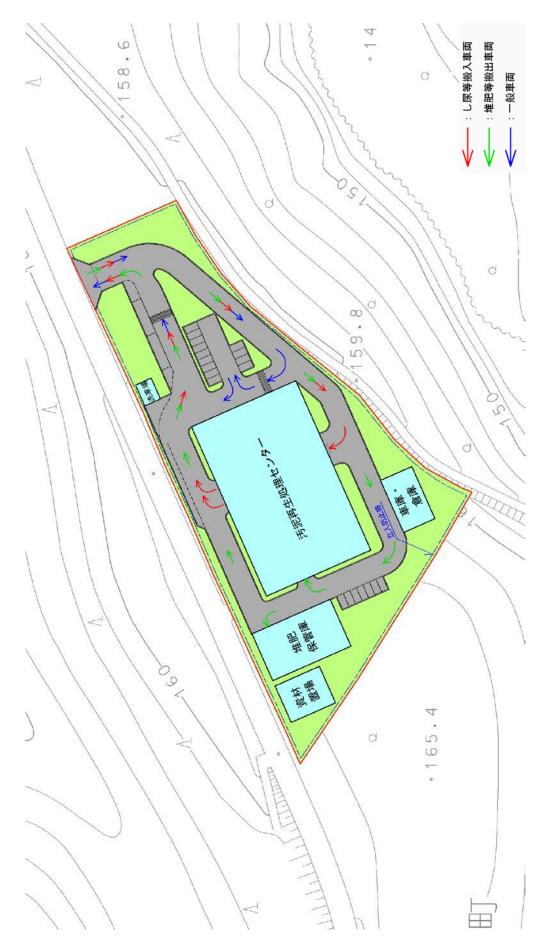


図 2-2-3 施設配置計画図(案)

(2) 処理フロー

廃棄物処理フローを図 2-2-4 に示す。

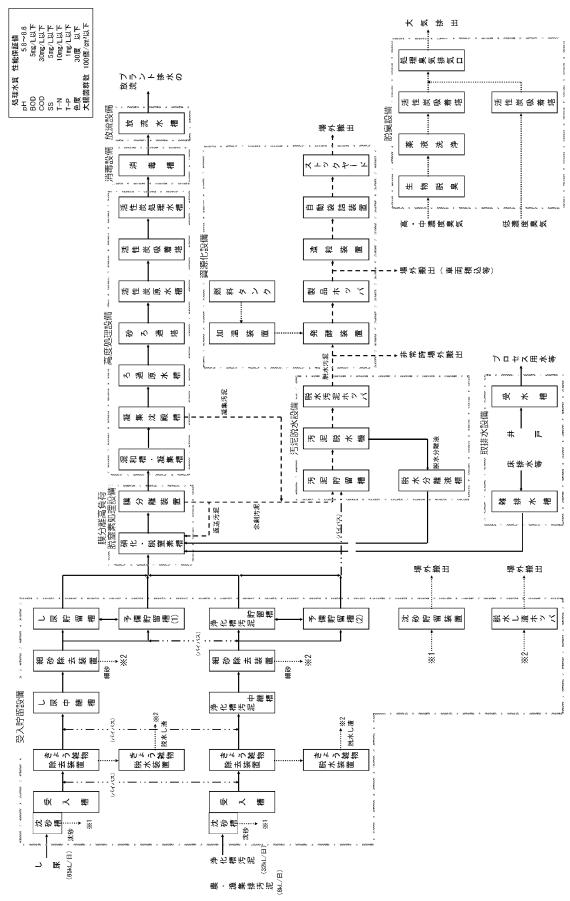


図 2-2-4 廃棄物の処理フロー(案)

(3) 主要設備内容

主要設備内容を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 主要設備内容(案)

設備	設備の概要	備考
受入貯留設備	搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を別系統(農漁集排汚泥は浄化槽汚泥	
	と同系統)で受入れ、沈砂した後受入槽に流入させる。破砕した後、き	
	よう雑物除去装置で除渣し、除砂設備で細砂類を除去してから貯留槽に	
	流入させる設備を基本とする。除砂装置は安全かつ衛生的に除去できる	
	装置を具備し、手作業がなく自動的に処理可能なものとする。	
	■工程の概略	
	受入→沈砂除去→きょう雑物除去・脱水→細砂除去→貯留→次工程へ	
膜分離高負荷	除渣後のし尿及び浄化槽汚泥等を無希釈で硝化・脱窒素槽等にて生物	凝集膜を使用
脱窒素処理設	学的処理を行った後、膜を用いた固液分離により、定常的に所定の処理	しない 1 段膜
備	水質を確保できる設備とする。	方式とする。
	■工程の概略	
	膜分離高負荷脱窒素処理 → 高度処理工程へ	
高度処理設備	凝集分離設備、砂ろ過設備及び活性炭吸着設備により、二次処理水を	
	目的とする保証値の水質とするための設備とする。	
	■工程の概略	
	凝集分離 → 砂ろ過 → 活性炭吸着 → 消毒放流工程へ	
消毒設備	高度処理水の全量を十分に混和消毒できる設備とする。	
	■工程の概略	
	消毒→放流	
汚泥脱水設備	水処理設備から発生する余剰汚泥、凝集汚泥を貯留し脱水する設備と	必要に応じて
	する。	汚泥の含水率
	■工程の概略	を 70%以下に
	貯留 → 脱水 →資源化工程へ(非常時場外搬出)	する
資源化設備	脱水汚泥を発酵装置により堆肥化する設備とする。なお、非常時に下	
	水汚泥を受入れ可能な設備を具備する。	
	■工程の概略	
	堆肥化→造粒袋詰→搬出(トラック積込可能)	
脱臭設備	処理の各設備から発生する臭気を濃度別に分別捕集し、環境保全上支	
	障がないように処理する設備とする。	
	■工程の概略	
	高・中濃度臭気 : 〔生物脱臭〕→薬液洗浄→活性炭吸着→大気排出	
	低濃度臭気 : 活性炭吸着 → 大気排出	
取排水設備	プロセス用水等の取水設備と、処理水を公共用水域まで放流する設備	
	とする。	

(4) 給排水計画

1) 給水計画

プロセス用水(約50m³/日)は地下水及び河川水、生活用水は上水の利用を計画している。

2) プラント排水等計画

プラント排水等の処理フローを図 2-2-5 に、排水経路図を図 2-2-6 に示す。 新施設からの処理水は、洋野町管理公道沿いに埋設暗渠を設置し、高家川に放流する計画である。

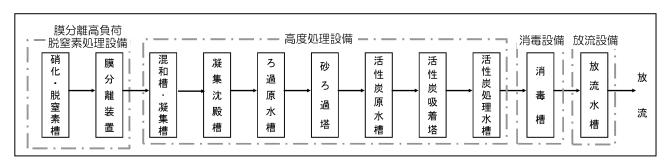


図 2-2-5 プラント排水等の処理フロー(案)

3) 雨水排水計画

雨水排水は貯水池等で調整し、放流する計画である。

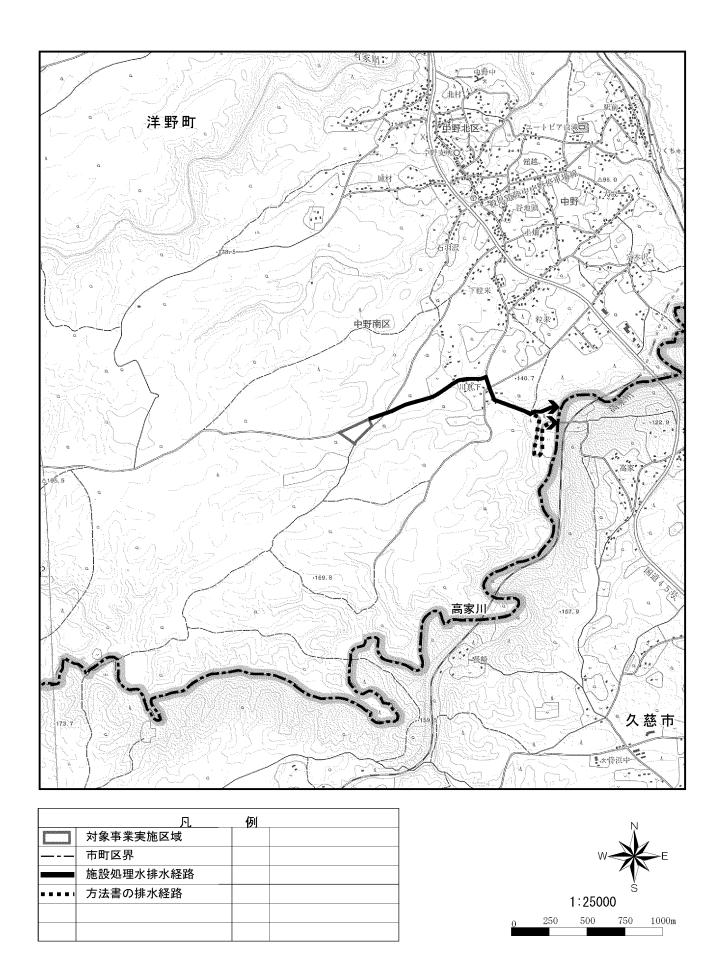


図 2-2-6 プラント排水等経路図(案)

(5) 脱臭計画

脱臭処理フローは図 2-2-7 のとおりであり、高・中濃度臭気及び低濃度臭気に対しそれぞれ適切な脱臭方法を用いる。

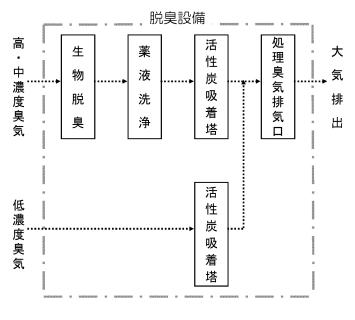


図 2-2-7 脱臭処理フロー (案)

(6) 再資源化計画

新施設から発生する汚泥及び資源化製品等の性状及び処理方法は表 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-5 汚泥及び資源化製品等の性状及び処理方法 (案)

	項目	性状等
1	沈砂、細砂	沈砂は洗浄後、場外に搬出する。
2	し渣	含水率を60%以下に脱水し、場外に搬出する。
3	汚泥	脱水汚泥水分70%以下とし、場外搬出も可能なものとする。
4	資源化製品	堆肥化製品は肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件に示す「汚泥発酵肥料」の公定規格を満足するものとする。 ・悪臭がなく手触りが不快でないこと ・製品を約30℃で放置して3日後に悪臭がないこと ・水分35%以下を満足すること ・C/N比25%以下を満足すること ・異物混入率1.0%以下を満足すること ・植害試験の調査を受け害が認められないものであること

(7) 施設運転計画

1) 搬入時間

月曜日~金曜日:8時30分~16時30分 土曜日、日曜日、祝祭日:搬入しない。

2) 施設運転時間

各設備の稼働日数等は表 2-2-6 に示すとおりである。

なお、各設備の稼働時間は、し尿または汚泥等を投入してから処理を行う時間とし、薬品の溶解等の準備時間と洗浄操作等の処理終了から機器を停止するまでの作業時間は含まない。

設備名	稼働日数	稼働時間
受入貯留設備	月曜日~金曜日	5 時間
膜分離高負荷脱窒素処理設備	毎日	24 時間
高度処理設備	毎日	24 時間
消毒設備・放流設備	毎日	24 時間
汚泥脱水設備	月曜日~金曜日	5 時間
資源化設備	毎日	24 時間
脱臭設備	毎日	24 時間
取排水設備	毎日	24 時間

表 2-2-6 各設備の稼働日数等(案)

(8) 収集運搬等車両の運行計画

1) 収集運搬等車両の走行ルート

供用時における収集運搬等車両の走行ルートは、図 2-2-8 に示すとおりであり、国道 45 号、 町道粒来十文字線及び町道中野八種線が主なルートとなる予定である。

なお、対象事業実施区域の北東に三陸沿岸道路が計画中(平成 30 年開通予定)であり、開通後に収集運搬等車両の走行ルートとして利用される可能性がある。

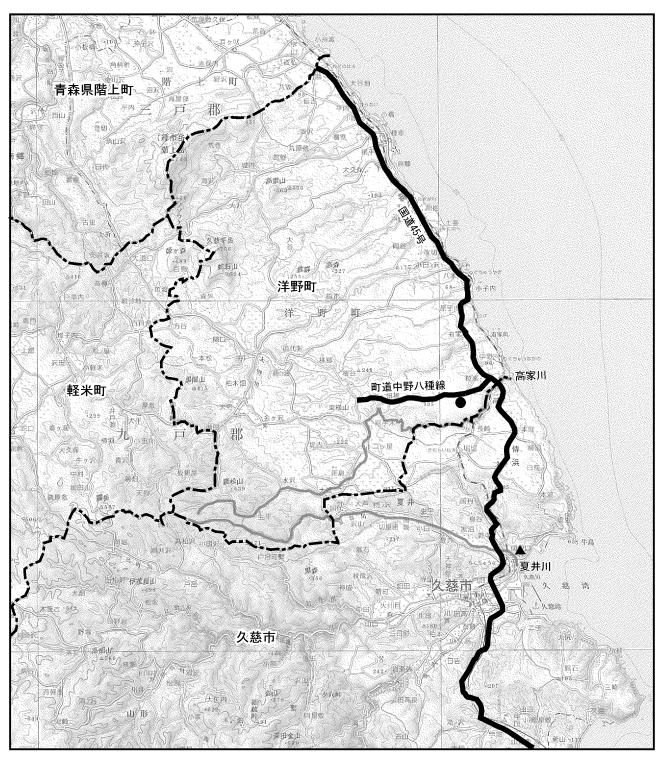
2) 収集運搬等車両の台数

収集運搬等車両の1日当たりの発生台数は表2-2-7に示すとおり、既存の処理施設とほぼ同じ台数で運行する計画である。

	方 面	既存処理施設	新し尿処理施設
	久慈市	35/日	35/日
	洋野町	15 台/日	15 台/目
搬入車両	野田村	3 台/目	3 台/目
	普代村	3 台/目	3 台/日
	全体	56 台/日	56 台/日
搬出車両	(し渣・沈渣)	1 台/週	1 台/週

表 2-2-7 収集運搬等車両台数の比較

備考 1) 既存処理施設の搬入台数は平成 26 年度実績(当連合資料)



凡	例
対象事業実施区域	
既存し尿処理施設	
 市町村界	
主な収集運搬ルート	

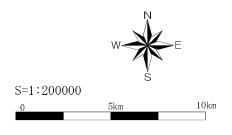


図 2-2-8(1) 主な収集運搬ルート(案)(広域)

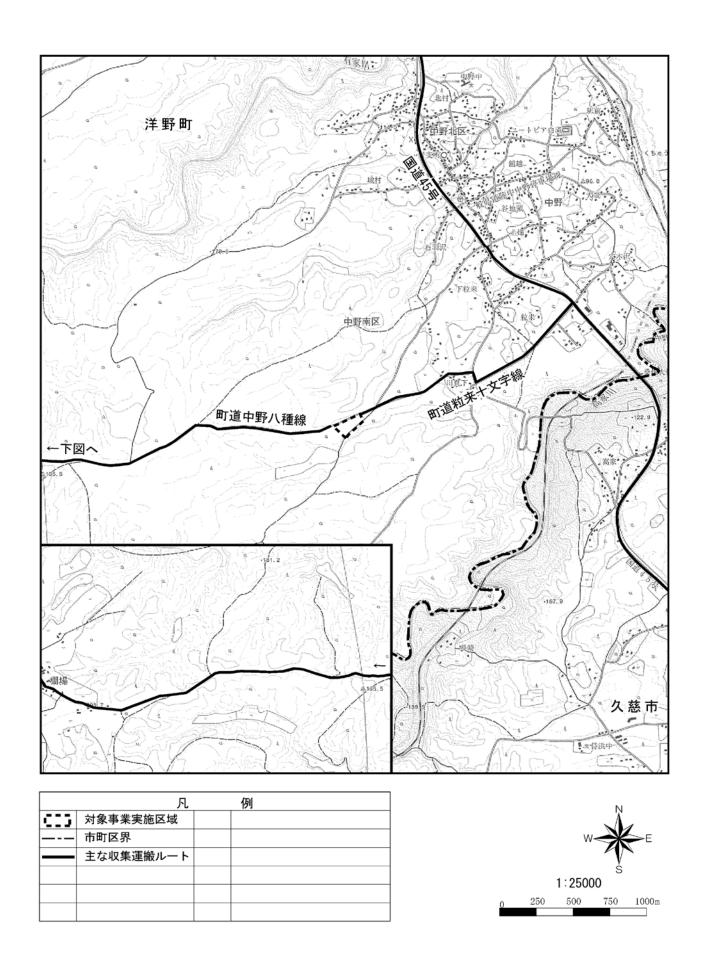


図 2-2-8(2) 主な収集運搬ルート(案)(詳細)

2.2.6 工事計画

(1) 工事計画

1) 工事工程

工事工程計画を表 2-2-8 に示す。

本事業は、平成30年度に工事を開始し、平成33年度に供用開始予定である。

表 2-2-8 工事工程 (案)

	平成 30 年度		平成 30 年度 平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度					
建設工事														
稼働														

(2) 造成計画

1) 土工量

本事業の造成では、切土量及び盛土量の場内バランスを図り、施設外へ搬出する残土量を極力 少なくする計画とする。

2) 濁水処理計画

工事時に発生する濁水については、早期に仮設沈砂池等を設置し泥水の土砂を沈降させ、下流 への土砂流出を防止する。なお、濁水処理後の排水についてはプラント排水管(暗渠)を建設工 事に先立ち設置し、高家川に放流する計画である(図 2-2-9 及び写真 2-2-1 参照)。

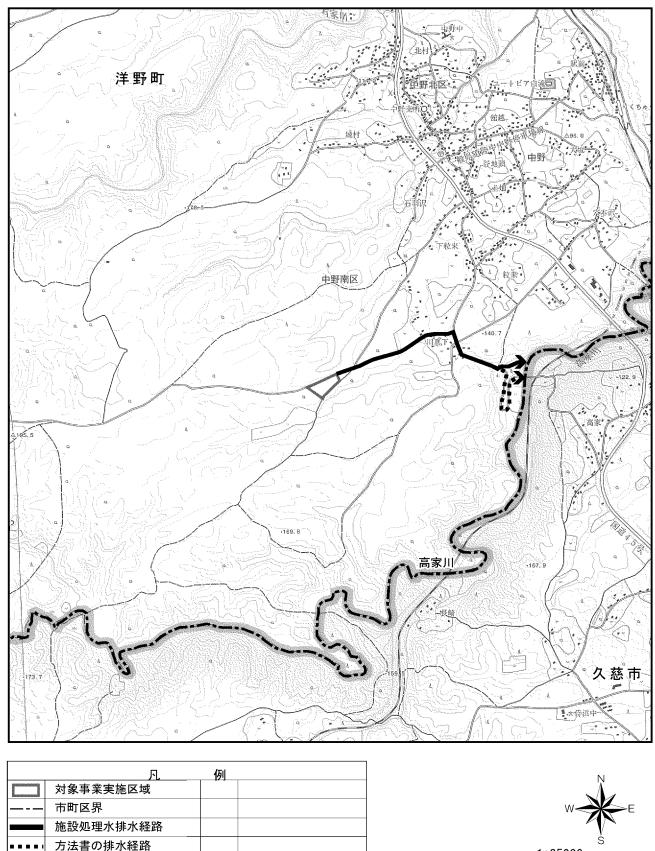
(3) 工事用車両

工事用車両の運行台数及び運行経路は、表 2-2-9 及び図 2-2-10 に示す通りであり、国道 45 号 及び町道中野八種線が主なルートとなる予定である。

6月目 7月日 8月日 9月日 10月日 準備・仮設 造成工事 杭工事 掘削工事 躯体工事 建築仕上工事 付帯工事 試運転 稼動 杭打ち機 (アースドリル) バックホウ ブルドーザ 振動ローラ クロラークレーン ダンプトラック 合計(台/日) 大型トラック (資機材運搬) コンクリートミキサー車 通勤車両

表 2-2-9 工事車両等の稼働状況

備考)工事内容、稼働重機、車両台数等は、他事例を参考に設定した。



方法書の排水経路 1:25000 750 1000m

図 2-2-9 工事用排水経路(案)

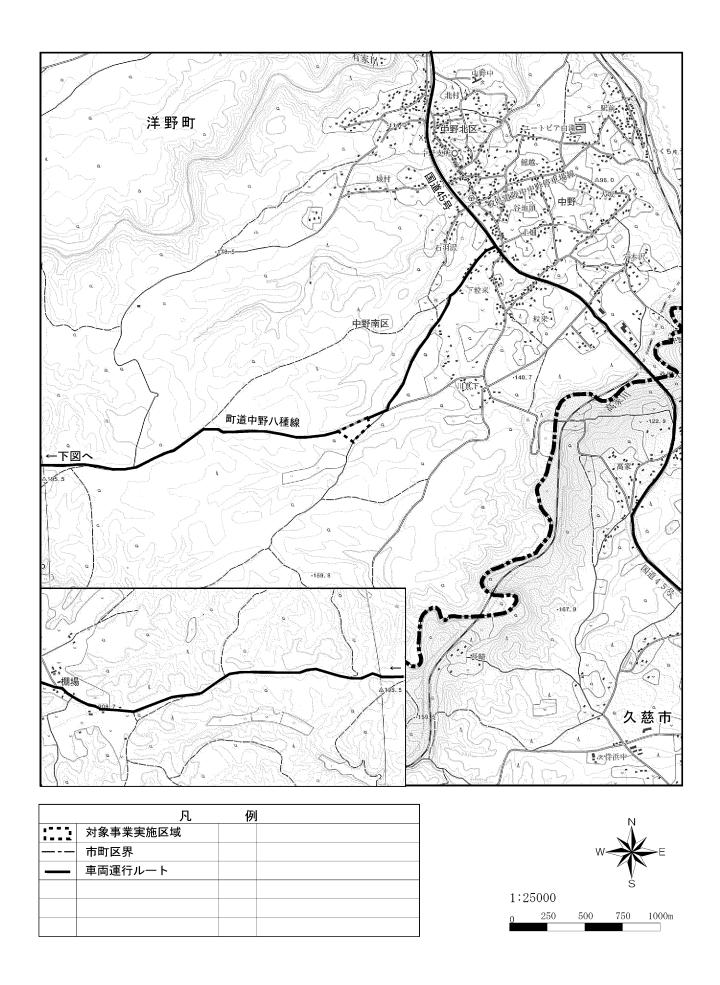
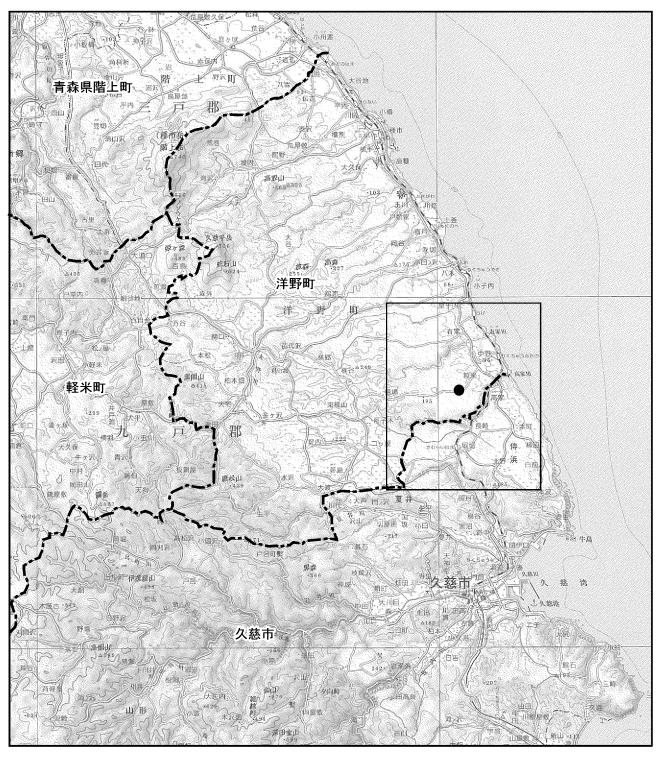


図 2-2-10 工事用車両の運行ルート(案)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、基本的に図 3-1-1 に示す地域内についてまとめ、必要に応じて範囲を拡大・縮小した。



凡	例	J		N	
対象事業実施区域				Ã	
 市町村界				W E	
基本とする調査対象地域					
			S=1:200000	5	
			0	5km	10km

図 3-1-1 調査対象地域

3.1. 自然的状況

対象事業実施区域周辺における自然的状況の概況を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 自然的状況の概況

		3-1-1 目然的状況の概況 □
調査項	頁目	調査結果の概要
3.1.1 気象、大気	(1) 気象	対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、南約 13km に位置
質、騒音、振動その		する久慈地域気象観測所である。
他の大気に係る環		年平均気温の 10 年間の平均は 10.2℃であり、年降水量の平
境の状況		均は 1,214.3mm である。また、平成 29 年度の年平均気温は
		10.0℃であり、月別の平均気温は7月が最も高く、1月が最も
		低い。年間降水量は 1,164.5mm であり、10 月が最も多く、11
		月が最も少ない。平均風速は冬から春にかけて若干高くなる傾
		向があり、風向は西~南西の風が卓越している。
		また、当該地域の気象特性として「ヤマセ」があり、海上と
		沿岸付近、海に面した平野に濃霧が発生する。
	(2) 大気質	対象事業実施区域に最も近い大気常時監視測定局は、南約
		11.5km に位置する八日町測定局である。
		「公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシ
		ン類測定結果」(平成 24 年~28 年、岩手県)によれば、平成 24
		~28 年の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定結
		果は、全て環境基準を満足していた。
	(3) 騒音	対象事業実施区域周辺で騒音調査の実施記録は確認されな
		かった。
	(4) 振動	対象事業実施区域周辺で振動調査の実施記録は確認されな
		かった。
	(5) 悪臭	対象事業実施区域周辺で悪臭調査の実施記録は確認されな
		かった。
	(6) 放射能	対象事業実施区域周辺では、久慈地区合同庁舎に空間放射線
		量のモニタリングポストが設置されている。
		「公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン
		類測定結果」(平成 28 年、岩手県)によれば、平成 28 年度の平
		均値は 48nGy/h であった。
3.1.2 水象、水質、	(1) 水象	対象事業実施区域周辺を流れる河川としては高家川及び有
水底の底質その他		家川がある。これらの河川はいずれも西から東に流れ、太平洋
の水に係る環境の		に流入している。また、対象事業実施区域のすぐ南側に沢が流
状況		れており、東約 1km 地点で高家川に流入している。
	(2) 水質 (河川)	対象事業実施区域周辺では、有家川の有家橋(AA 類型)、高
		家川の桑畑橋 (A 類型) で水質調査が行われている。
	l .	

調査項	 頁目	調査結果の概要	
		「公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン	
		類測定結果」(平成 28 年、岩手県)によれば、平成 28 年の調	
		査結果は大腸菌群数以外の全ての項目で環境基準を満足して	
		いた。	
	(3) 水底の底質	対象事業実施区域の周辺では底質調査は実施されていない。	
	(4) 地下水	対象事業実施区域の周辺では地下水調査は実施されていな	
		ر ۲₀	
3.1.3. 土壌及び地	(1) 土壌汚染	対象事業実施区域周辺でのダイオキシン濃度測定は行われ	
盤の状況		ていない。	
	(2) 地盤	「平成 29 年度岩手県環境報告書」によれば、岩手県内では	
		地盤沈下は発生していない。	
	(3) 土壌	対象事業実施区域周辺は山地・丘陵地であり、黒ボク土壌の	
		雪谷 2 統、淡色黒ボク土壌の小軽米統が混在する土壌となって	
		いる。対象事業実施区域の土壌は小軽米統である。	
3.1.4. 地形及び地	(1) 地形	対象事業実施区域周辺は台地(砂礫段丘Ⅱ)と丘陵地(起伏	
質の状況		量 100m 未満) が連続しており、その間に谷底平野や氾濫平野	
		などの低地が分布する地形となっている。対象事業実施区域の	
		地形は砂礫段丘 I である。	
	(2) 地質	対象事業実施区域周辺は花崗岩質岩石と火山灰層を含む砂	
		礫が混在する地質となっている。対象事業実施区域の地形は砂	
		礫地質である。	
	(3) 重要な地形・	「第3回自然環境保全基礎調査 岩手県自然環境情報図」(平	
	地質	成元年) によれば、対象事業実施区域は海成段丘である侍浜段	
		丘上に位置している。また、東約 2km に中野白滝(滝)、約	
		2.5km に中野海岸(海食崖)が存在している。	
3.1.5. 動植物の生	(1) 動物	対象事業実施区域周辺では、6 目 8 科 12 種の哺乳類が確認	
息又は生育、植生及	1) 哺乳類	されており、そのうち重要な種としてはヤマネ、カモシカの2	
び生態系の状況		種が確認されている。	
	2) 鳥類	対象事業実施区域周辺では、18 目 39 科 108 種の鳥類が確	
		認されており、そのうち重要な種としてはアカエリカイツブ	
		リ、カンムリカイツブリ等の 27 種が確認されている。	
	3) 魚類(淡水魚	対象事業実施区域周辺での重要な種として、ハナカジカが確	
	類)	認されている。	
	4) 昆虫類	対象事業実施区域周辺では、2目23科311種の昆虫類が確	
		認されており、そのうち重要な種としてはホシチャバネセセ	
		リ、スジグロチャバネセセリ(北海道・本州・九州亜種)等の8	
		種が記録されている。	

調査項目		調査結果の概要	
	5) 底生動物(淡	対象事業実施区域周辺での重要な種として、カワシンジュガ	
	水性貝類)	イが確認されている。	
	(2) 植物	対象事業実施区域周辺はアカマツ群落となっており、周辺に	
	1) 植生	はコナラ群落、アカマツ植林が点在している。	
	2) 植物相	対象事業実施区域周辺では、167 科 760 種の植物が確認さ	
		れており、そのうち重要な種としてはカヤ、ツルナ、カワラナ	
		デシコ等の64種が記録されている。	
	3) 特定植物群落	対象事業実施区域周辺の特定植物群落として、「侍浜のアカ	
		マツ林」、「侍浜のハマイビャクシン群落」が存在している。	
	4) 巨樹・巨木林	「第 4 回自然環境保全基礎調査 岩手県自然環境情報図」	
		(平成 7 年) によれば、対象事業実施区域及びその周辺に巨	
		樹・巨木林は存在していない。	
3.1.6. 景観及び人	(1) 景観	対象事業実施区域は標高約 160m の丘陵地 (海成段丘) に位	
と自然との触れ合	1) 主要な眺望地	置しており、地形的要因から海岸側から視認することはできな	
いの活動の状況	点	い。	
		主要な眺望地点としては、同じ丘陵地面に位置しており、か	
		つみちのく潮風トレイル上に存在している中野熊野神社、外屋	
		敷神社、侍浜中学校がある。	
	2) 景観資源	事業予定地が位置している侍浜段丘が重要な地形・地質とな	
		っている。また、周辺には中野白滝や中野海岸が存在している。	
	(2) 人と自然との	「岩手県自然環境保全指針」(岩手県、平成 11 年 3 月)に	
	触れ合いの活動	よると、対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合い活動の	
	の場	場としては、事業実施区域の東約 2km に「中野白滝」(河川、	
		水路などの水辺) が位置している。また、洋野町観光パンフレ	
		ットによると、平成 25 年 11 月 29 日に青森県八戸市蕪島から	
		久慈市小袖海岸まで「みちのく潮風トレイル」が開通し、対象	
		事業実施区域周辺では太平洋沿いの地域を通っている。	
3.1.7. 公害苦情の状況	元	平成 24~28 年の久慈市における公害苦情の傾向としては、	
		水質汚濁及び悪臭に関する苦情が多いのが特徴である。なおこ	
		の期間中、洋野町、野田村、普代村では公害苦情は発生してい	
		ない。	

3.2. 社会的状況

対象事業実施地域周辺における社会的状況の概況を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 社会的状況の概況

調査項		調査結果の概要	
3.2.1. 人口及び産	(1) 人口及び世帯	連合全体で人口は減少傾向にあり、平成 25~29 年の 5 年間	
業の状況	数	で約3,000人以上減少している。	
	(2) 産業	全ての自治体で第3次産業の就業者が最も多く、全体の半数	
	1) 産業人口	近くを占めている。	
	2) 商業	全体として、商店数、従業員数、商品販売額ともに減少傾向	
		にあるが、野田村と普代村では商品販売額が増加傾向にある。	
	3) 工業	過去5年間で、事業所数と従業者数はほぼ横ばい傾向である	
		が、製造品出荷額等は平成 23 年以降増加傾向にある。	
	4) 農業	農家の数は全体的に減少傾向にある。	
3.2.2. 土地利用の	(1) 概況	久慈広域連合を構成する自治体全体としては山林が最も多	
状況		く、全体の 67.6%を占めている。対象事業実施区域周辺も山	
		林となっている。	
	(2) 土地利用計画	対象事業実施区域周辺は森林地域(地域森林計画対象民有	
		林) 及び農業地域に指定されている。また、対象事業実施区域	
		のすぐ南側が農用地区域に指定されている。	
		なお、洋野町には都市計画法に基づく用途地域は設定されて	
		いない。	
3.2.3. 河川、湖沼の	(1) 水利用の状況	対象事業実施区域周辺を流れている河川のうち、有家川には	
利用並びに地下水	1) 河川の利用状	サケの捕獲場と人工孵化場(岩手県九戸郡洋野町有家第8地割	
の利用の状況	況	72) があり、人工孵化放流事業が行われている。	
	2) 地下水の利用	「洋野町水道事業所 平成 27 年度水質検査計画」によれば、	
	状況	洋野町内には浄水場が14か所あり、それぞれ小柏川などの河	
		川の表流水や地下水を水源としている。これらの浄水場のう	
		ち、地下水を水源としているものは3か所である。対象事業実	
		施区域の周辺には、浄水場は存在していない。	
	3) 漁業権	対象事業実施区域周辺においては、有家川において漁業権が	
		設定されている。	
		また、高家川では、「岩手県漁業調整規則」(昭和 42 年 4 月	
		28 日規則第 31 号)により、「高家川河口右岸を中心とする半	
		径 300 メートルの線と海岸線とによって囲まれた区域」 におい	
		ては、9月1日より翌年2月末日までの期間は、さけを採捕し	
		てはならないことになっている。	

調査項	頁目	調査結果の概要
3.2.4. 交通の状況		主要な道路としては、北東約 1.5km の地点を国道 45 号線が
		南北に走っており、その約 0.5km 北東に県道 139 号線(陸中
		中野停車場線) が東西に走っている。鉄道はJR八戸線が南東
		約 1.2km の地点を南北に走っており、北東約 2.3km の地点に
		陸中中野駅がある。
		なお、平成 30 年 4 月現在、国道 45 号線沿いにおいて三陸沿
		岸道路の建設事業が進められており、平成32年に開通する予
		定となっている。
3.2.5. 学校、病院そ	(1) 学校、病院等	対象事業実施区域周辺においては、学校が5ヶ所、医療施設
の他の環境の保全	の施設の配置状	が2ヶ所、文化・体育施設が1ヶ所、福祉施設が6ヶ所存在し
についての配慮が	況	ている。
特に必要な施設の	(2) 住宅の配置状	対象事業実施区域の直近民家は、事業実施区域の北東約 700
配置の状況及び住	況	mにあり、最寄りの集落である川真下集落もその周囲に存在す
宅の配置の概況		る。また、各方向の最寄り住宅は北側(約 1.5km)、西側(約
		3.5km)、南側(約3km)の地点にそれぞれ存在している。
3.2.6. 上下水道の	(1) 上水道の状況	久慈広域連合を構成する自治体全体の、平成 28 年度の上水
整備の状況		道普及率は、93.4%である。
	(2) 下水道等の状	久慈広域連合を構成する自治体全体の、平成 28 年度末の下
況 水道普及率は、35.9%である。		水道普及率は、35.9%である。
3.2.7. 一般廃棄物の処理状況		久慈広域連合構成自治体内には一般廃棄物処理施設が4ヶ所
		存在している。また、平成 28 年における廃棄物の総排出量は
		20,134t、平成29年におけるし尿収集量は39,724,530ℓである。

3.3. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

3.3.1 公害防止関係

対象事業実施地域周辺における公害防止関係の規制・基準を表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 公害防止関係の規制・基準

2001 五台防工関係の規制・至年				
区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺における	
			規制等の指定状況	
大気汚染	環境基本法	大気汚染に係る環境基準	指定地域等の定めなく適用される。	
		微小粒子状物質に係る環境基準		
	ダイオキシン類	大気質のダイオキシン類に係る環	指定地域等の定めなく適用される。	
	対策特別措置法	境基準		
騒音	環境基本法	一般地域の騒音に係る環境基準	対象事業実施区域は類型指定されて	
		道路に面する地域の環境基準	いない。	
		幹線交通を担う道路に近接する空		
		間の基準		
	騒音規制法	特定工場等の騒音に係る規制基準	対象事業実施区域は類型指定されて	
		特定建設作業騒音に係る規制基準	いない。	
		自動車騒音の要請限度		
振動	振動規制法	特定工場等の振動に係る規制基準	対象事業実施区域は地域指定されて	
		特定建設作業振動に係る規制基準	いない。	
		道路交通振動の要請限度		
悪臭	悪臭防止法	悪臭の規制基準	対象事業実施区域は地域指定されて	
			いない。	
水質汚濁	環境基本法	人の健康の保護に関する環境基準	指定地域等の定めなく適用される。	
		生活環境の保全に関する環境基準	対象事業実施区域周辺では、有家川	
			(有家橋)が AA 類型、桑畑橋(高	
			家川) が A 類型に指定されている。	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類による水質の汚濁	指定地域等の定めなく適用される。	
	対策特別措置法	に係る環境基準		
	水質汚濁防止法	有害物質に係る排水基準	排水量の多少にかかわらず全特定事	
		生活環境項目に係る排水基準	業場に適用される。	
	ダイオキシン類	廃棄物焼却施設等からの排出水に	新施設は該当しない。	
	対策特別措置法	係る排水基準		
	廃棄物の処理及	し尿処理施設の技術上の基準	新施設に適用される。	
	び清掃に関する			
	法律			

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺における
			規制等の指定状況
底質	ダイオキシン類	ダイオキシン類(底質)に係る環	指定地域等の定めなく適用される。
	対策措置法	境基準	
土壌汚染	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準	指定地域等の定めなく適用される。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類による土壌の汚染	
	対策特別措置法	に係る環境基準	

3.3.2 自然環境関係、その他

対象事業実施地域周辺における自然環境関係、その他の規制・基準を表 3-3-2 に示す。

表 3-3-2 自然環境関係、その他の規制・基準

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及び周辺における
	12/13/13	79CH, 25-	規制等の指定状況
自然環境	 自然環境保全法		指定されていない
	岩手県自然環境	自然環境保全地域、環境緑地保全	THAT CAN CLUBS
	保全条例	地域	
	自然公園法	五次 国立公園、国定公園	 東約 2.5km の海岸一帯が三陸復興国
	県立自然公園条	県立自然公園	立公園に指定されている。
	例	<u> </u>	上方図(こ1日だられたくいる。
	鳥獣の保護及び	鳥獣保護区	洋野町種市中野西部鳥獣保護区が存
	管理並びに狩猟		在している。
	の適正化に関す		
	る法律		
	森林法など	保安林・緑の回廊	指定されていない。
	岩手県自然環境	優れた自然	С
	保全指針	身近な自然	洋野町内で 20 ヶ所、久慈市内で 48
			ヶ所指定
防災保全	急傾斜地の崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	指定されていない
	による災害の防		
	止法		
	砂防法	砂防指定地	指定されていない
	地すべり等防止	地すべり防止区域	久慈市侍浜町桑畑地内に存在してい
	法		る。
	河川法	河川区域	有家川及び高家川に設定されている。
	宅地造成等規制	宅地造成工事規制区域	指定されていない
	法		
史跡名勝	史跡名勝文化財		存在していない。
文化財	埋蔵文化財包蔵地	也	存在していない。
	指定文化財		2ヶ所存在している。
他の環境影響	響評価の状況	対象事業実施区域周辺では、三陸沿岸	
			道路洋野階上道路 (侍浜〜階上) 及び
		風力発電事業が計画されており、それ	
			ぞれ環境評価手続きが進んでいる。

第4章 環境影響評価図書に対する意見及び 事業者の見解

第4章 環境影響評価図書に対する意見及び事業者の見解

4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1.1 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は、表 4-1-1 に示す内容で行った。

表 4-1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 28 年 3 月 23 日(水)
縦覧期間	平成 28 年 3 月 25 日(金)~平成 28 年 4 月 24 日(日)
縦覧場所	久慈広域連合衛生課
	洋野町町民生活課
	久慈市役所生活環境課
	久慈広域連合ホームページ
意見募集期間	平成 28 年 3 月 25 日(金)~平成 28 年 5 月 8 日(日)
住民説明会	平成28年3月29日(火)18:00~19:00 中野漁村センター
	参加者:7名
	平成 28 年 3 月 30 日 (水) 18:00~19:00 桑畑漁村センター
	参加者:6名

4.1.2 住民意見及び事業者の見解

方法書に対する住民意見書はなかった。

4.1.3 知事意見及び事業者の見解

方法書に対する知事意見及び事業者の見解は表 4-3-1 に示すとおりである。

表 4-3-1 知事意見及び事業者の見解

	衣 4-3-1 知事思兄及ひ事	
総括的事項	岩手県知事の意見 (1)環境影響評価を行う過程において、	事業者の見解 環境影響評価の項目や手法の選定にあ
か心1口Hソザゲス	(1) 環境影響評価を行う過程において、 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び 評価の手法の選定に影響を与える新たな 事情が生じた場合には、必要に応じて環境 影響評価の項目並びに予測及び評価の手 法を見直し、又は追加的に調査、予測及び 評価を行うこと。	環境影響評価の項目や子伝の選定にあ たっては、最新の事情を考慮し、適宜手 法の見直しや追加作業を行います。
	(2)当該事業実施区域周辺には住居が存在し、また、し尿等運搬車両の収集運搬ルートには、集落等が含まれることから、想定される環境影響について、十分な調査を実施し、その結果に基づき予測評価を行うとともに、事業の実施に当たっては、住民への十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。	調査・予測評価に当たっては、事業実施 区域及びし尿等運搬車両の収集運搬ルート周辺の住居・集落に十分な注意を払います。 また、住民の方に対する事業説明は実施 済みであり、理解を得られたものと認識 しております。
	(3)当該事業の実施により想定される環境影響について調査、予測及び評価を実施する際は、事業実施区域周辺で実施中の三陸沿岸道路の建設工事の実施に伴う環境影響を考慮したうえで、正確な予測評価を実施すること。	本事業の供用予定年(平成33年度)において、三陸沿岸道路が開通(平成30年)する予定となっていることから、将来予測時のバックグラウンド設定においては、既存資料等を用いて三陸沿岸道路の影響も考慮します。
	(4)環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、施設の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。	予測にあたっては、必要に応じて専門家の助言を取り入れるほか、適切なデータや知見を用い、定量的な予測を行うことを基本とします。 また、環境への重大な影響が認められた際には、その回避や低減を行うことを検討します。
個 大気環境 別的 事項	事業実施区域周辺には住居が存在しており、工事の実施及び施設の稼動に伴う騒音等に係る影響が懸念されることから、専門家の意見を聞きながら適切な調査地点について検討するとともに、予測及び評価に必要な各種データを精査したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施すること。	事業実施区域周辺における騒音等に係る影響については、必要に応じて専門家の意見を聴きつつ、適切な調査地点や各種データを選定し、予測評価を行います。

		岩手県知事の意見	事業者の見解
個別的事項	水環境	水環境については、工事の実施及び施設の 稼動に伴う周辺河川等への影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、適切な調査期間等について検討し、十分な調査を実施したうえで、影響について調査、予測及び評価を実施すること。	事業実施区域周辺において影響が懸念される水環境として、プラント排水が放流される高家川、工事排水が放流される川真下の沢があります。これらの河川については、必要に応じて専門家の意見を聴きつつ、適切な調査期間等を決定し、十分な調査及び予測評価を行います。
	動物 (昆虫類)	希少な昆虫類については、専門家の意見を 聴きながら発生時期に合わせた適切な調 査期間等について検討し、十分な調査を実 施したうえで、影響について予測及び評価 を実施すること。	昆虫類については、必要に応じて専門家 の意見を聴きつつ、各生物種の生態に応 じた適切な調査期間を決定し、十分な調 査及び予測評価を行います。
	動物(底生動物)	底生動物については、専門家の意見を聴きながら適切な調査地点等について検討し、 十分な調査を実施したうえで、影響について予測及び評価を実施すること。	対象事業実施区域周辺においては、文献 調査の結果重要種であるカワシンジュ ガイが生息する可能性があることが分 かっています。 以上も踏まえ、底生動物については、必 要に応じて専門家の意見を聴きつつ、各 生物種の生態に応じた適切な調査地点 を決定し、十分な調査及び予測評価を行 います。
	動物(哺乳類)	希少な哺乳類については、専門家の意見を 聴きながら適切な調査地点等について検 討し、十分な調査を実施したうえで、影響 について予測及び評価を実施すること。	哺乳類については、必要に応じて専門家 の意見を聴きつつ、各生物種の生態に応 じた適切な調査地点を決定し、十分な調 査及び予測評価を行います。
	景観	景観については、適切な調査地点等について検討したうえで、予測及び評価を実施すること。	景観の調査地点については、対象事業実施区域周辺で不特定多数の人間が集まる場所だけでなく、直近民家付近でも調査を行い対象事業実施区域の視認状況を確認し、予測評価を行います。
	廃棄物等	廃棄物等に関しては、脱水汚泥等の発生に 伴う影響について予測及び評価を行うと ともに、堆肥等として再資源化を図る場合 には、その活用方法について十分に検討す ること。	発生する脱水汚泥については、現在のところ堆肥化する方向で検討、予測評価を行う予定です。 堆肥の利用については審査会でも指摘を受けているところですが、頒布方法・利活用方法については今後検討する予定です。

4.2 準備書に対する意見及び事業者の見解

4.2.1 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は、表 4-2-1 に示す内容で行った。

表 4-2-1 準備書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 29 年 10 月 2 日(月)
縦覧期間	平成 29 年 10 月 2 日 (月)~平成 29 年 11 月 1 日(水)
縦覧場所	久慈広域連合衛生課 洋野町町民生活課 洋野町中野支所 久慈市役所生活環境課 久慈市侍浜支所 久慈広域連合ホームページ
意見募集期間	平成 29 年 10 月 2 日 (月) ~ 平成 29 年 11 月 15 日 (水)
住民説明会	平成 29 年 10 月 23 日 (月) 18:00~19:30 中野漁村センター 参加者:7名 平成 29 年 10 月 24 日 (火) 18:00~18:45 桑畑漁村センター 参加者:4名

4.2.2 住民意見及び事業者の見解

準備書に対する住民意見書はなかった。

4.2.3 知事意見及び事業者の見解

準備書に対する知事意見及び事業者の見解は表 4-2-2 に示すとおりである。

表 4-2-2 知事意見及び事業者の見解

		岩手県知事の意見	事業者の見解
総括的事項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	環境影響評価を行う過程において、環境影	環境影響評価にあたって、新たな事情等(事
小四日日子子・)	~	響評価の項目並びに調査、予測及び評価の	業計画の内容、対象事業実施区域周辺の状況、
		手法の選定に影響を与える新たな事情が	技術指針の改訂等) について確認しましたが、
		生じた場合には、必要に応じて環境影響評	影響を与える事情は確認されませんでした。
		価の項目並びに予測及び評価の手法を見	ただし、今後新たな事情が生じた場合におい
		直し、又は追加的に調査、予測及び評価を	ては、適宜に対応の検討を行います。
		行うこと。	
		当該事業実施区域周辺には住居が存在し、	住民の方に対する事業説明は実施済みであ
		また、し尿等運搬車両の収集運搬ルートに	り、理解を得られたものと認識しております。
		は、集落等が含まれることから、事業の実	なお、収集運搬ルートについて地元住民へ再
		施に当たっては、住民への十分な説明を行	度説明を行いました。その結果、東側からの
		い、理解を得るよう努めること。	収集運搬ルートについて、当初は2経路を予
		() () () () () () () () () ()	定していましたが、地元要望により1経路(調
			査地点No.5 を通過するルート)となりました。
			それに伴い、No.5 地点での「廃棄物運搬車両
			の走行に伴う大気質、騒音及び振動の予測・
			評価」を追加しました(評価書 p190、p229、
			p256 及び関連する事項)。
			また、収集運搬ルートでは、事後調査を計画
			しており、事後調査結果を周辺住民に報告し、
			今後も継続して住民との意思疎通を図りなが
			ら事業を進捗します。
		環境影響の予測については、これまでの専	環境影響の予測にあたっては、準備書段階で
		門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最	聴取した専門家の助言を踏まえ、また最新の
		新のデータや知見に基づき行うとともに、	データを入手し(第3章 対象事業実施区域
		できる限り定量的な手法を用いること。	及びその周囲の概況 参照)、定量的な手法も
		また、その結果、重大な環境影響が認めら	含めた最も適切な予測手法を選定しました。
		れるときは、施設の配置や構造の見直し	また、環境への重大な影響が予測される項目
		等、その回避・低減を優先的に検討するこ	については、回避及び低減を基本として環境
		と。	保全措置を講じます。さらに、今後も最新の
			事情に応じてより適切な措置を検討します。
個 水環	境	水環境については、工事の実施及び施設の	事業実施区域周辺において影響が懸念される
別		稼働に伴う周辺河川等への影響等が懸念	水環境として、工事排水及びプラント排水が
的		されることから、専門家の意見を聴きなが	放流される高家川、プロセス用水が取水され
事		ら、適切な環境保全措置を講ずること。	る川真下の沢があります。
項			準備書段階で聴取した専門家の助言も踏ま
			え、高家川については、環境保全措置(仮設
			沈砂池等の設置、プラント排水の自主管理基
			準の設定) を実施することにより、環境への
			影響は少なくなると考えています。また、川
			真下の沢については、生息する希少魚類との
			関連から、水位等のモニタリングを行うこと
			としました。

		岩手県知事の意見	事業者の見解
	動物及び植物(魚類・底生動物)	無類・底生動物については、工事の実施及び施設の稼働に伴う周辺河川及び沢等生息環境への影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、適切な環境保全措置を講ずるとともに、事後調査を実施すること。	無類・底生動物については、高家川と川真下の沢の合流点付近で多数の重要種が、川真下の沢の一部で希少な魚類の個体群が確認されています。このため、工事時の仮設沈砂池の設置やプラント排水の放流経路の変更、川真下の沢から取水する際の水位等モニタリングといった環境保全措置を行うこととしました。また、これら環境保全措置の実施及び効果の検証について事後調査を実施するため、その具体的な方法について専門家の意見を聴取しました(平成30年5月21日)。
個別的事	動物及び植 物(鳥類)	施設の窓ガラスの面積を小さくすること やバードセイバーを活用するなど、専門家 の意見を聴きながら鳥類の衝突を防止す るための措置を講ずること。	新施設が周辺に生息する鳥類の生態に影響を 与えることがないよう、専門家の意見を聞き ながら適切な措置を講じます。
項	動物及び植 物(植物)	希少な植物類については、代替措置として 移植する場合は、専門家の意見を聴きながら、調査を丁寧に行い適切に実施するとと もにその結果を報告すること。	対象事業実施区域内に生育している希少植物については、移植の難易度が高いとされていることから、専門家の意見を聴きながら綿密な移植計画を検討し移植の成功率を高めるよう努めます。 また、移植の結果についても事後調査を行い、事後調査報告書として報告します。
	廃棄物等	廃棄物等については、建設工事に伴う廃棄物の処理や汚泥の堆肥利用等について整理のうえ評価書に記載すること。	建設工事に伴う廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」など関係法令を遵守し、建設副産物(伐採樹木)は、チップ材等として再利用するなど積極的にリサイクルを行います(評価書 p462 に記載)。また、汚泥の堆肥利用については、評価書 p15の「汚泥及び資源化製品等の性状及び処理方法」を基本とし、運営事業者が決定後に具体的な資源化製品や販路等について検討します。
	その他	現在の処理施設を解体する際は、工事の実施に伴う悪臭等の問題が生じないよう、適切な環境保全措置を講じたうえで実施すること。	既存のし尿処理施設の解体にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、悪臭防止法など、関係法令を遵守し必要な環境保全措置を講じたうえで行います。

第5章 環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「岩手県環境影響評価技術指針」(平成 11 年 1 月 14 日 告示第 19 号の 3)等を参考に、事業及び地域の特性を考慮し、表 5-1-1 のとおり選定した。

表 5-1-1 対象事業における影響要因と環境要素の関連表

							1 10			事業における影響要因と境境要素の関連表 「
					L事の実力	拖		は工作物 及び供用		
環境要素の区分			影響要因の区分	一時的な影響	建設機械の稼動	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	土地又は工作物の存在	施設の稼動	車両の運行廃棄物の運搬その他の	事業特性、地域特性を踏まえた項目の選定理由(標準項目を選定しない場合にあってはその理由)
		大気質	二酸化窒素等						0	〇:廃棄物運搬車両等の運行による大気質(二酸化窒素等)への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	大	八八貝	粉じん等		0	0				○:建設機械の稼動、工事車両の運行による大気質(粉じん等)への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	気環	騒音	騒音		0	0		0	0	○:建設機械の稼動、工事車両の運行、施設の稼動、廃棄物運搬車両等の運行による騒音への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	境	振動	振動		0	0		0	0	〇:建設機械の稼動、工事車両の運行、施設の稼動、廃棄物運搬車両等の運行による振動への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
環境の自然的		悪臭	悪臭					0		○:施設の稼動による悪臭の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
構成要素の良 好な状態の保 持を旨として 調査、予測及	水	I. EE	水の汚れ等					0		○:施設の稼働にともない施設処理水が発生し、公共用水域に放流することから水の汚れが考えられるため、評価項目として選定する。
	環	水質	土砂による水の濁り	0						〇:造成等の工事に伴い、降雨等による濁水の発生が考えられるため、評価項目として選定する。
び評価される	夗	その他	地下水位等							標準外項目
べき環境要素	そ	地形及び地質	重要な地形及び地質				0			〇:対象事業実施区域は重要な地形及び地質である侍浜段丘(第3回自然環境保全基礎調査)に位置しているため、評価項目として 選定する。
	の他	地盤	地下水の水位低下による地盤沈下							標準外項目
	の	土壌	土壌汚染							標準外項目
	環境	7 10 10 10	日照阻害							標準外項目
	75%	その他	電波障害							標準外項目
生物の多様性 の確保及び自	動物	勿	重要な種及び注目 すべき生息地	0	0	0	0			○:造成等の工事に伴う樹木の伐採等、建設機械の稼動、工事車両の運行、施設の建設(存在)による改変区域周辺の動物への影響 が考えられるため、評価項目として選定する。
然環境の体系 的保全を旨と	植物	勿	重要な種及び重要 な群落				0			〇:施設の建設による改変区域周辺の植物への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
して調査、予 測及び評価さ れるべき環境 要素	生態	 生系	地域を特徴づける 生態系				0			○:施設の建設(存在)による改変区域周辺の生態系への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
人と自然との 豊かな触れ合 いの確保を旨	景勧	睍	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観				0			○:施設の存在により景観資源及び主要な眺望景観への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
として調査、 予測及び評価 されるべき環 境要素	のり	と自然と 触れ合い 舌動の場	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場				0			○:人と自然との触れ合い活動の場として、「みちのく潮風トレイル (洋野町・久慈市区間)」等があり、施設の存在による影響が考えられるため、評価項目として選定する。
環境への負荷			廃棄物					0		〇:施設の稼動により廃棄物(脱水汚泥等)が発生するため、評価項目として選定する。
の量の程度に より予測及び			建設工事に伴う副 産物	0						〇:造成等の工事により建設副産物(伐採した樹木、残土等)が発生するため、評価項目として選定する。
評価されるべ き環境要素	温望ス等		二酸化炭素					0		〇:施設の稼動により二酸化炭素が発生(排出)するため、評価項目として選定する。

⁽注) ○: 岩手県環境影響評価技術指針第二条別表第2の標準項目を選定した。

第6章 調査、予測及び評価

第6章 調査、予測及び評価

6.1 調査項目及び調査地点

本事業の実施に伴う環境影響の評価は、影響要因の区分である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、環境要素の区分 13 項目(大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等)について調査を行った。

各項目の調査項目を表 6-1-1 に、調査地点及び調査範囲を表 6-1-2 及び図 6-1-1 に示す。

表 6-1-1 調査項目

大気質		大気質	室素酸化物 (二酸化窒素)、浮遊粒子状物質、粉じん (降下ばいじん)					
運行道路の沿道状況 住居等の状況、道路構造 環境騒音の状況 等価騒音レベル、時間率騒動レベル 道路交通騒音の状況 交通量(方向、時間、車種別)、車速 運行道路の沿道状況 住居等の状況、道路構造等 地表面の状況 地表面の状況 地盤の状況 地盤の状況(地盤中越振動数) 悪臭の状況 無向、風速、気温、湿度 本砂による水の濁り 浮遊物質量(降雨時を含む)及び流量 際間量の状況(土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 水の汚れ等 対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質流れの状況(流量) 地形及び地質 地形及び地質の状況(流量) 動物 動物の状況(重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物 動物の大況(重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 種物石及び植生の状況(重要な解及の変との状況(表数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境者しくは生育環境 生態 上要な無望点の状況(表数の定りを実施をの生態、他の動植物との関係又は生息環境者しくは生育環境 人と自然との触れ合いの場 上要な無望景観の状況(主要な態呈景観の状況) 人と自然との触れ合いの場 大と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 産業物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 建設工事に伴う副産物(投球樹木等の量及び処理方法	+							
運行道路の沿道状況 住居等の状況、道路構造 環境騒音の状況 等価騒音レベル、時間率騒動レベル 道路交通騒音の状況 交通量(方向、時間、車種別)、車速 運行道路の沿道状況 住居等の状況、道路構造等 地表面の状況 地表面の状況 地盤の状況 地盤の状況(地盤中越振動数) 悪臭の状況 無向、風速、気温、湿度 本砂による水の濁り 浮遊物質量(降雨時を含む)及び流量 際間量の状況(土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 水の汚れ等 対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質流れの状況(流量) 地形及び地質 地形及び地質の状況(流量) 動物 動物の状況(重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物 動物の大況(重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 種物石及び植生の状況(重要な解及の変との状況(表数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境者しくは生育環境 生態 上要な無望点の状況(表数の定りを実施をの生態、他の動植物との関係又は生息環境者しくは生育環境 人と自然との触れ合いの場 上要な無望景観の状況(主要な態呈景観の状況) 人と自然との触れ合いの場 大と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 産業物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 建設工事に伴う副産物(投球樹木等の量及び処理方法	気							
環境騒音の状況 等価騒音レベル、時間率騒音レベル、時間率振動レベル 道路交通騒音の状況 等価騒音レベル、時間率振動レベル 交通量の状況 交通量 (方向、時間、車種別)、車速 連行道路の沿道状況 地表面の状況 地表面の状況 地を表面の状況 地を表面の状況 地を変した。 大変を表している。 大変を表しないる。 大変を表しないる。 大変を表している。 大変を表している。 大変を表している。 大変を表している。 大変を表しないる。 大変を表しないる。 大変を表しないる。	質							
音・ ・			,					
音・振 交通量の状況 交通量 (方向、時間、車種別)、車速 運行道路の沿道状況 住居等の状況、道路構造等 地表面の状況 地表面の状況 地盤の状況 地盤の状況 (地盤卓越振動数) 悪臭の状況 特定悪臭物質、臭気指数 気象の状況 風向、風速、気温、湿度 洋遊物質量 (降雨時を含む) 及び流量降雨量の状況 土質の状況 (土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 水の汚れ等 地形及び地質の状況 (土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 動物 地形及び地質の状況 (流量) 重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物相の状況 重要な地形及び地質分布、大き息環境の状況 重要な種及び重要な群落の分布、生息環境の状況 種物和及び植生の状況 複数の注目すべき生息地の分布、生育状況及び生息環境の状況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 (複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 (複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 (複数の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望点の状況 主要な外と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と変な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と変な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と変なり (脱水汚泥等) の発生の状況 主要なより自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と変なり (脱水汚泥等) の発生の状況 主要なより自然をの数に対しているに動しないの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と変なり (脱水汚泥等) の発生の状況 主要なより自然をの数に対しているに動しないの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 と対しているに対して		.,.,,						
通行道路の沿道状況 住居等の状況、道路構造等 地表面の状況 地表面の状況 地態の状況 (地態卓越振動数) 東奥の状況 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	騒	道路交通騒音の状況						
動 地表面の状況 地表面の状況 地盤の状況 地盤の状況 (地盤卓越振動数) 悪臭の状況 特定悪臭物質、臭気指数 気象の状況 風向、風速、気温、湿度 おかによる水の濁り 冷痰物質量 (降雨時を含む)及び流量 (降雨時を含む)及び流量 (降雨量の状況 (土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 土質の状況 (土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 土質の状況 (流量) 地形及び地質 地形及び地質の状況 重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物相の状況 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 植物相及び植生の状況 重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生息環境の状況 重要な種及で重要な群落の分布、生育状況及び生息環境者しくは 生育環境 主要な能望点の状況 景観資源の状況 景観資源の状況 景観資源の状況 上要ない説望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 クターを自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (脱水汚泥等)の発生の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (投探樹木等の量及び処理方法	音	交通量の状況	交通量(方向、時間、車種別)、車速					
動物 地表面の状況 地表面の状況 整 悪臭の状況 地盤の状況(地盤卓越振動数) 素臭の状況 無向、風速、気温、湿度 が変事業実施質が表別 上砂による水の濁り 学遊物質量(降雨時を含む)及び流量 降雨量の状況 土質の状況(土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 地形及び地質 地形及び地質の状況(流量) 動物 地形及び地質の状況 重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物相の状況 重要な種及び主目すべき生息地の分布、生息環境の状況 生態 植物日及び建自すべき生息地の分布、生意環境の状況 生態 動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 上要な眺望点側の状況 大と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 産業物 廃棄物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 変異物 企業物 使業物 企業物 企業物 企業物 東京眺望のよれによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	振	運行道路の沿道状況	住居等の状況、道路構造等					
悪臭 悪臭の状況 特定悪臭物質、臭気指数 気象の状況 風向、風速、気温、湿度 が遊物量量(降雨時を含む)及び流量 降雨量の状況 土質の状況(土質の状況(土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 地形及び地質 地形及び地質の状況 重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物 動物相の状況 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 植物 植物相及び植生の状況 重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生息環境の状況 生態系 動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 主要な眺望景観の状況 人を自然をの触れ合いの活動の場の状況 主要な眺望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 廃棄物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 建設工事に伴う副産物 伐採樹木等の量及び処理方法		地表面の状況	地表面の状況					
支 気象の状況 風向、風速、気温、湿度 水 資 土砂による水の濁り 浮遊物質量(降雨時を含む)及び流量(降雨量の状況上質の状況(土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性)土質の状況(流量) 地形及び地質 水の汚れ等 対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質流れの状況(流量) 動物 地形及び地質の状況 (流量) 動物 動物相の状況 (流量) 植物 車要な種及び連手べき生息地の分布、生息環境の状況 生態系 植物相及び植生の状況 複数の注目種等の全態、他の動植物との関係又は生息環境者しくは生育環境 (製工事に伴う副産物) 大と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な眺望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 (脱水汚泥等)の発生の状況 全要なり、脱水汚泥等)の発生の状況 (投探樹木等の量及び処理方法		地盤の状況	地盤の状況 (地盤卓越振動数)					
大変の状化 風雨、風速、気温、極度	悪	悪臭の状況	特定悪臭物質、臭気指数					
上砂による水の濁り 降雨量の状況 土質の状況 (土質、表層地質、粒度組成及び浮遊物質の沈降特性) 水の汚れ等 対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質流れの状況 (流量) 地形及び地質の状況 重要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物相の状況 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 植物相及び植生の状況 重要な種及び重要な群落の分布、生息環境の状況 生態 製物と注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 主要な眺望点の状況 景観 京政・眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望景観の状況 主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況 全事な眺望点が決況 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 廃棄物 処理する廃棄物 (脱水汚泥等) の発生の状況 投採樹木等の量及び処理方法	旲	気象の状況	風向、風速、気温、湿度					
水の汚れ等 対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質流れの状況 (流量)	水	土砂による水の濁り	降雨量の状況					
 車要な地形及び地質分布、状態及び特性 動物相の状況 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 植物相及び植生の状況 重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生息環境の状況 生態系 動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 主要な眺望点の状況 景観資源の状況 大と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な眺望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 廃棄物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 建設工事に伴う副産物 伐採樹木等の量及び処理方法 	質	水の汚れ等						
 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息環境の状況 植物相及び植生の状況 重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生息環境の状況 生態系 動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは 生育環境 主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な眺望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 廃棄物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 建設工事に伴う副産物 伐採樹木等の量及び処理方法 	地形及	及び地質						
恒物 重要な種及び重要な群落の分布、生育状況及び生息環境の状況 生態系 動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境 主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 廃棄物 処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況 建設工事に伴う副産物 伐採樹木等の量及び処理方法	動物							
生態系複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境景観主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況廃棄 物廃棄物処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況建設工事に伴う副産物伐採樹木等の量及び処理方法	植物							
景観景観資源の状況 主要な眺望景観の状況人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況廃棄 寮 物廃棄物 建設工事に伴う副産物処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況は な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況と が と の発生の状況と の発生の状況は で と の発生の状況	生態系	K	複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは 生育環境					
人と自然との触れ合いの場主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況廃棄物処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況建設工事に伴う副産物伐採樹木等の量及び処理方法	景観		景観資源の状況主要な眺望景観の状況					
乗 物 建設工事に伴う副産物 伐採樹木等の量及び処理方法	人と自	自然との触れ合いの場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利					
物 建設工事に伴う副産物 伐採樹木等の量及び処理方法	廃	廃棄物	処理する廃棄物(脱水汚泥等)の発生の状況					
温室効果ガス等 施設で使用される燃料の使用量等	乗物	建設工事に伴う副産物	伐採樹木等の量及び処理方法					
	温室郊	効果ガス等	施設で使用される燃料の使用量等					

表 6-1-2 調査地点及び調査範囲

「温度・日射量・放射収 支量	-1(1)	
大気質 気象の状況	-1(1)	
「湿度・日射量・放射収 支量	-1(1)	
下記 下記 下記 下記 下記 下記 下記 下記		
 運行道路の沿道状況 環境騒音・振動の状況 SV. 1,5 対象事業実施区域の住居側敷地境界及び直近民家 道路交通騒音・振動の状況 が決況 変通量の状況 運行道路の沿道状況 地表面の状況 医V. 2~6 財事事業実施区域の西側敷地境界(A.1・風上)、東側敷地境界(A.2・風下)及び直近民家(A.3) 本の活れ等 本の活れ等 場る会 施設処理水の放流地点となる高家川の上下流、桑畑橋 図 6-2 (A.2・風下) (A.3・風下) (A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原側敷地境界(A.3・原)の表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が		
騒音・振動の状況 SV. 2~4 車両運行道路の沿道地域で住居等が立地する地点 交通量の状況 SV. 2~6 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行ルートの沿道 運行道路の沿道状況 SV. 2~4 騒音・振動調査地点の周辺 地表面の状況 SV. 2~4 騒音・振動調査地点の周辺 悪臭 対象事業実施区域の西側敷地境界(A.1・風上)、東側敷地境界(A.2・風下)及び直近民家(A.3) 図 6-2 水質 土砂による水の濁り W. 1~4 川真下の沢において、放流地点の上・下流及び合流する高家川の上・下流 図 6-2 水の汚れ等 W. 3~6 施設処理水の放流地点となる高家川の上下流、桑畑橋 図 6-2		
状況 大沢 交通量の状況 で通量の状況 で通量の状況 エ事用車両及び廃棄物運搬車両の走行ルートの沿道 図 6-1 で通量の状況		
交通量の状況 SV. 2~6 工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行ルートの沿道 図 6-1 連行道路の沿道状況 SV. 2~4 騒音・振動調査地点の周辺 悪臭 対象事業実施区域の西側敷地境界 (A. 1・風上)、東側敷地境界 (A. 2・風下) 及び直近民家 (A. 3) 図 6-1 水質 土砂による水の濁り W. 1~4 川真下の沢において、放流地点の上・下流及び合流する高家川の上・下流 図 6-1 水の汚れ等 W. 3~6 施設処理水の放流地点となる高家川の上下流、桑畑橋 図 6-1		
動 運行道路の沿道状況 地表面の状況 SV. 2~4 騒音・振動調査地点の周辺 悪臭 対象事業実施区域の西側敷地境界 (A. 1・風上)、東側敷地境界 (A. 2・風下)及び直近民家 (A. 3) 図 6-2 水質 土砂による水の濁り 水の汚れ等 W. 1~4 川真下の沢において、放流地点の上・下流及び合流する高家川の上・下流 図 6-2 水の汚れ等 W. 3~6 施設処理水の放流地点となる高家川の上下流、桑畑橋 図 6-2	図 6-1-1(2)	
悪臭 対象事業実施区域の西側敷地境界 (A.1・風上)、東側敷地境界 (A.2・風下)及び直近民家 (A.3) 図 6-1 水質 土砂による水の濁り 水の汚れ等 W.1~4 川真下の沢において、放流地点の上・下流及び合流する高家川の上・下流 図 6-1 水の汚れ等 W.3~6 施設処理水の放流地点となる高家川の上下流、桑畑橋 図 6-1	因 U-1-1(4)	
 (A. 2・風下)及び直近民家(A. 3) 水		
水	-1(3)	
質 水の汚れ笠	-1(4)	
「パッパカルです 1.3 *0 の直下、高家漁港近傍 四直下、高家漁港近傍	-1(5)	
	-1(6)	
	-1(7)~ 1)	
植物 対象事業実施区域及びその周辺 300m 図 6-1	-1(12)	
生態系 動物・植物の調査範囲及び調査地点と同様		
奥の直近氏系	=	
人と自然との触れ合いの活 動の場 みちのく潮風トレイル (洋野町・久慈市区間) 図 6-1	-1(13)	
廃棄物等 -	-1 (13) -1 (14)	
温室効果ガス等 -		

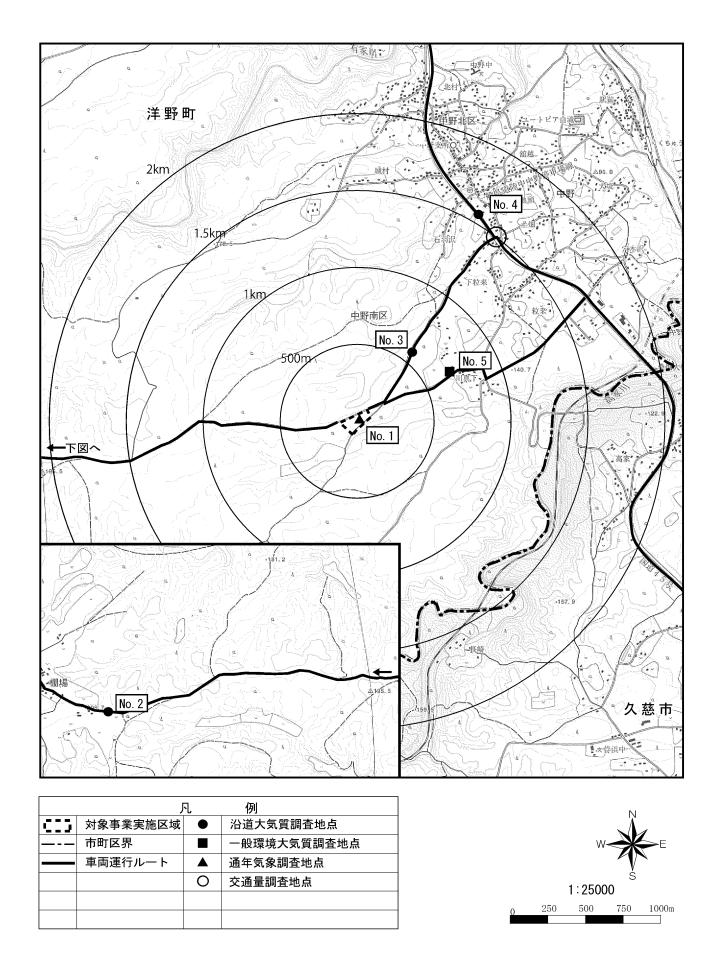


図 6-1-1(1) 大気質・気象、交通量調査地点

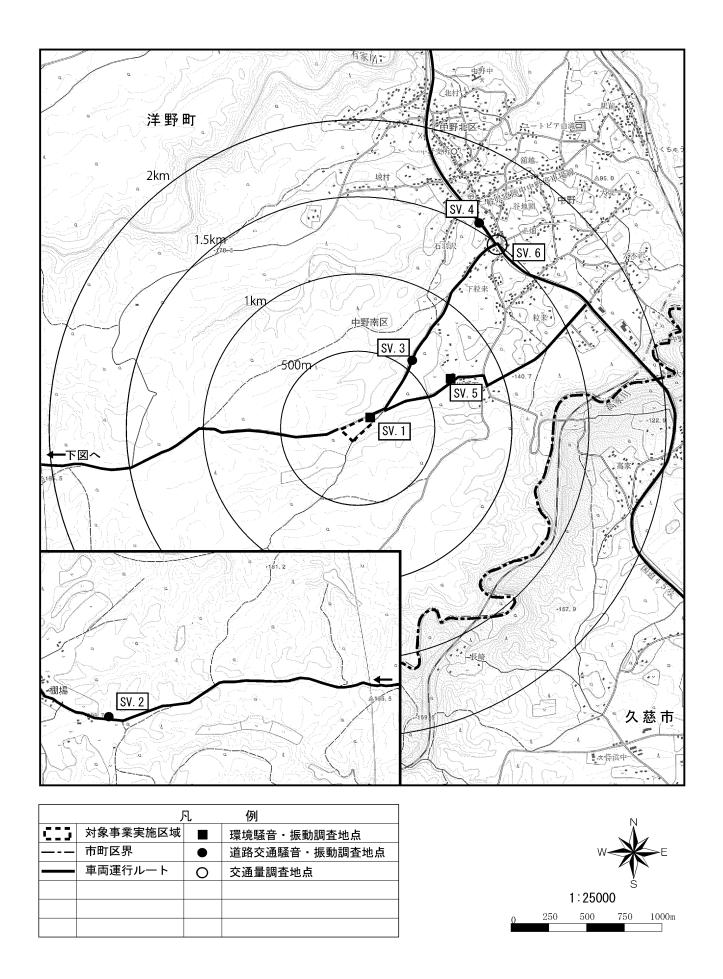


図 6-1-1(2) 騒音、振動、交通量調査地点

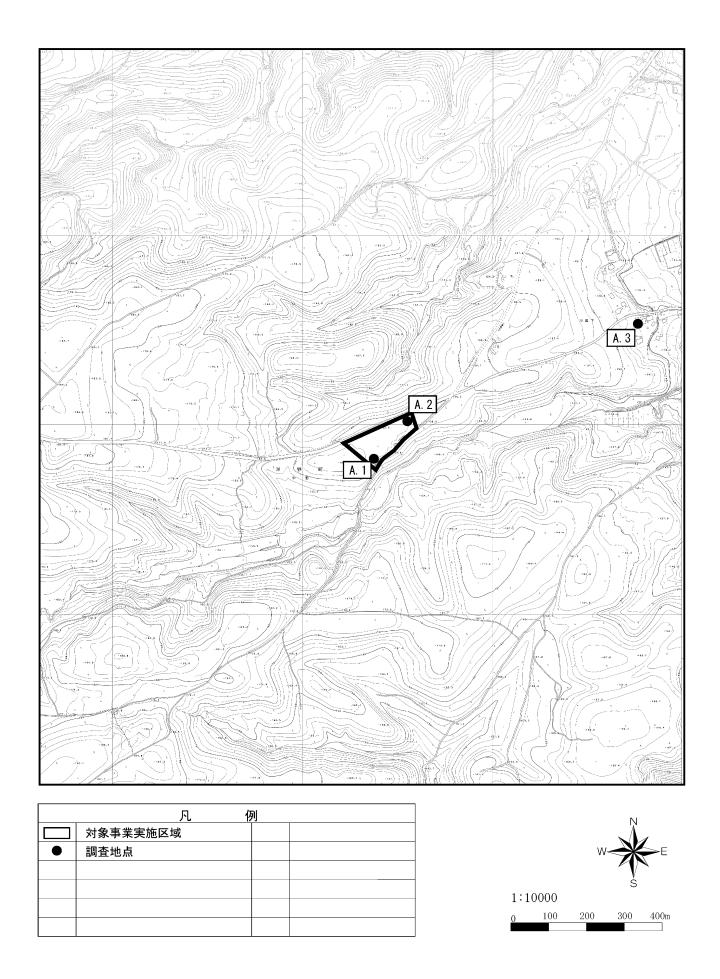


図 6-1-1(3) 悪臭調査地点

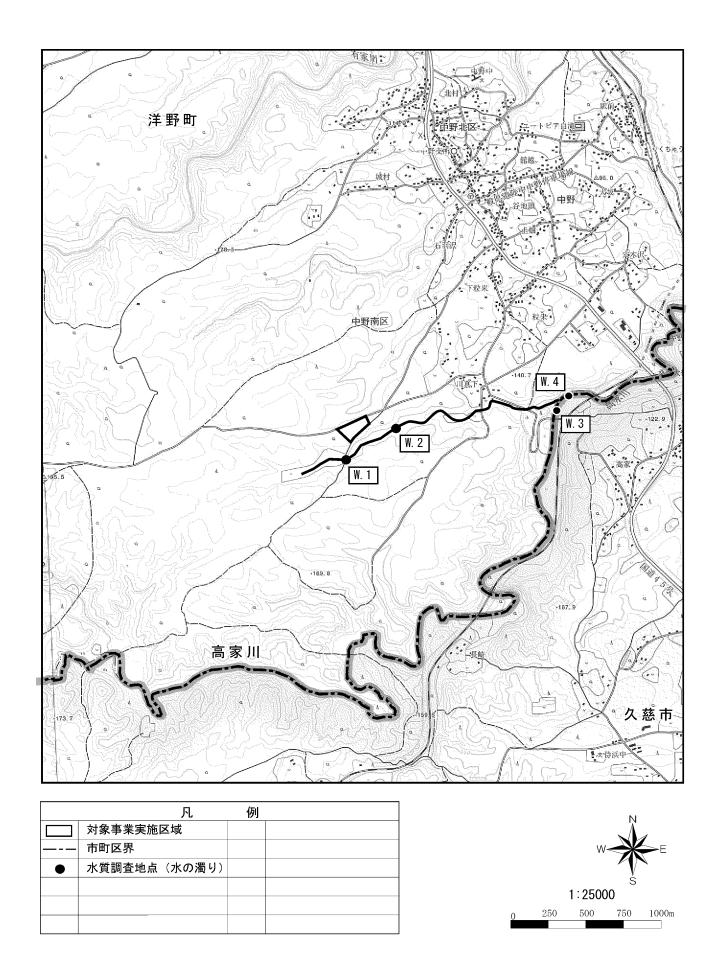
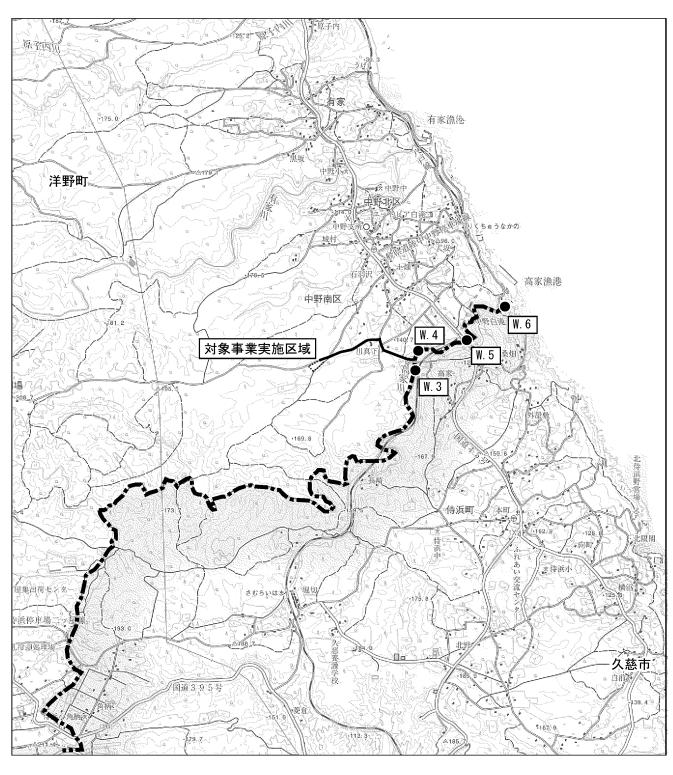


図 6-1-1(4) 水質調査地点 (工事中)



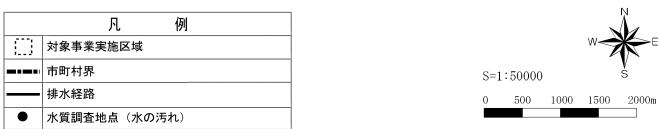


図 6-1-1(5) 水質調査地点(供用後)

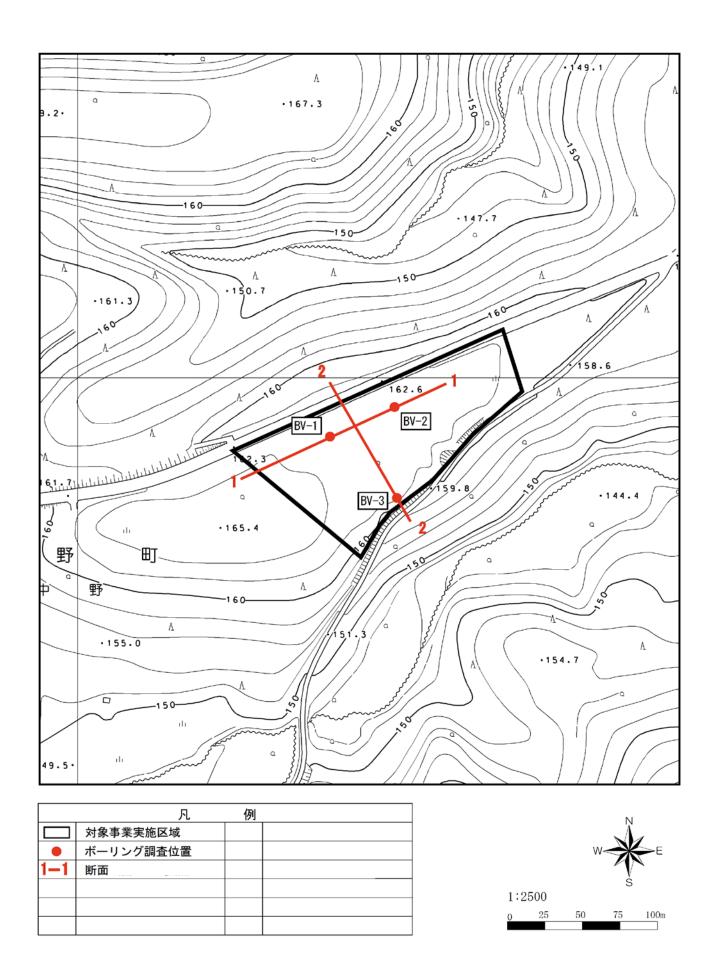


図 6-1-1(6) ボーリング調査地点位置図

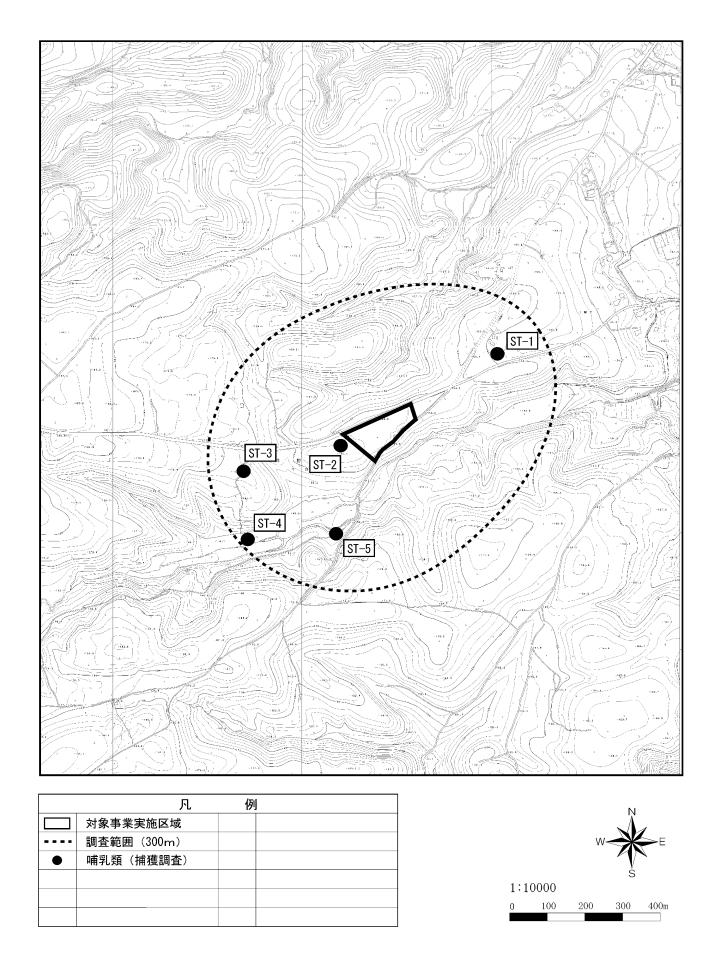


図 6-1-1(7) 哺乳類調査範囲及び調査地点

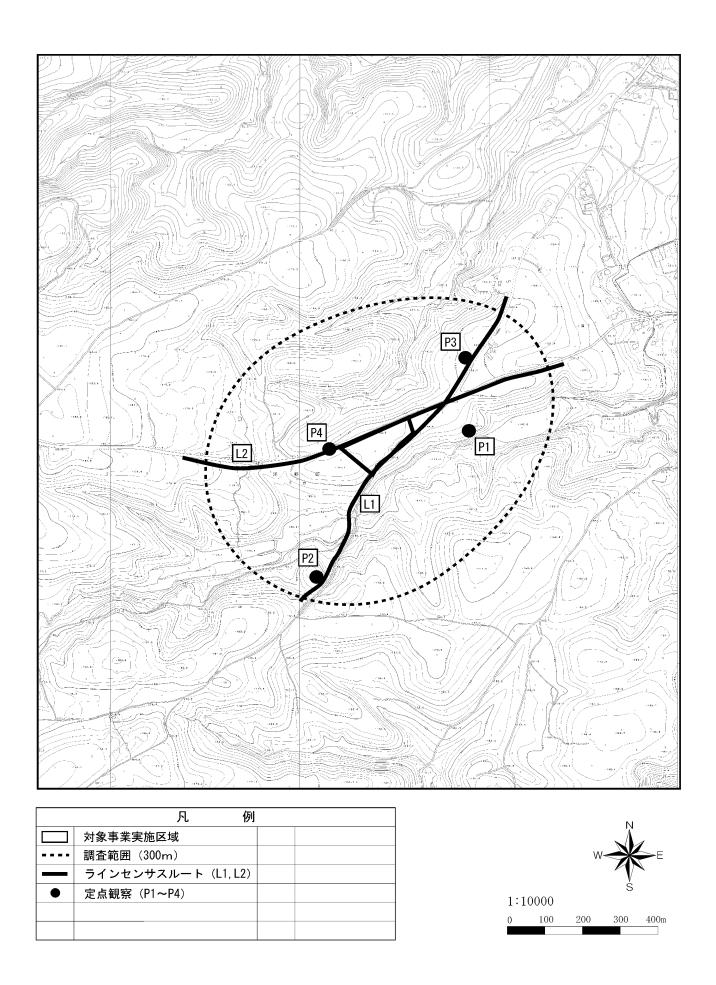


図 6-1-1(8) 鳥類(一般鳥類)調査範囲及び調査ルート・地点

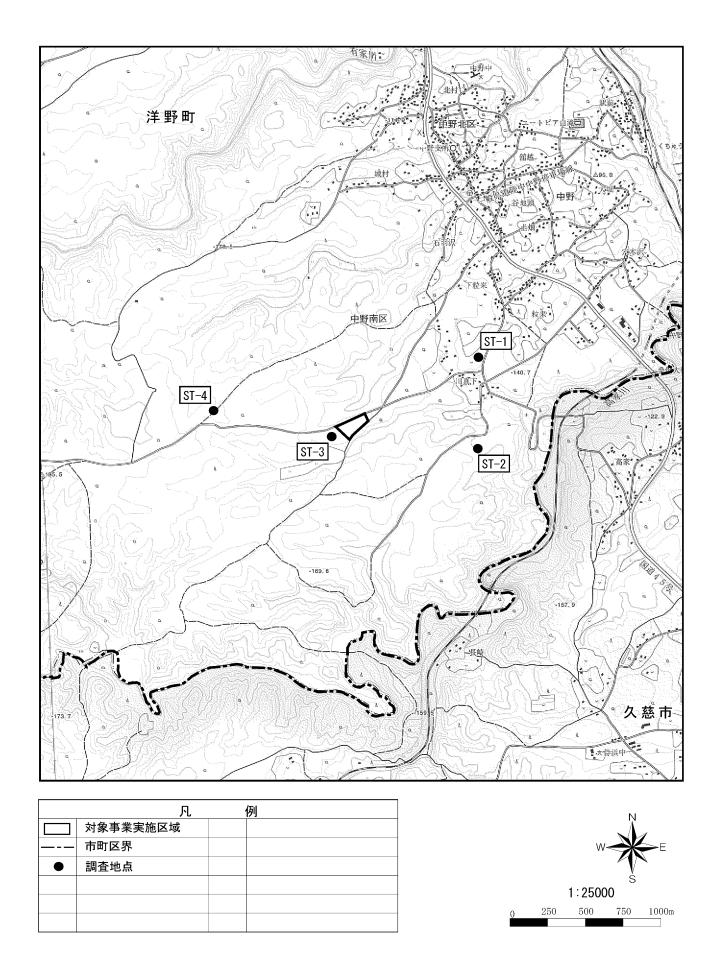


図 6-1-1(9) 鳥類 (猛禽類) 調査範囲及び調査ルート・地点

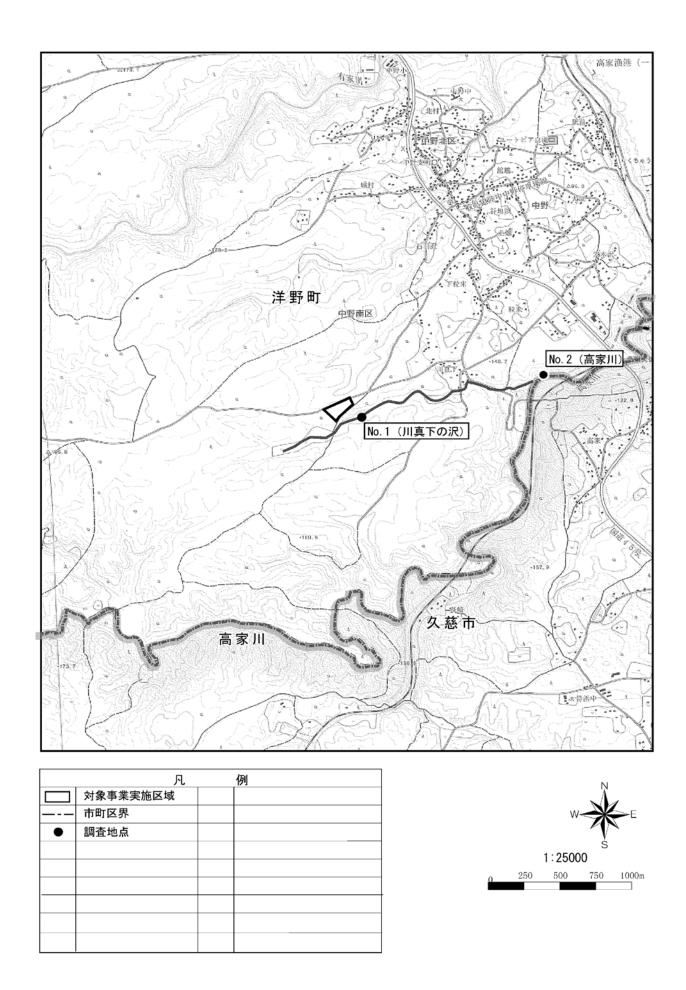


図 6-1-1(10) 魚類・底生動物調査範囲及び調査地点

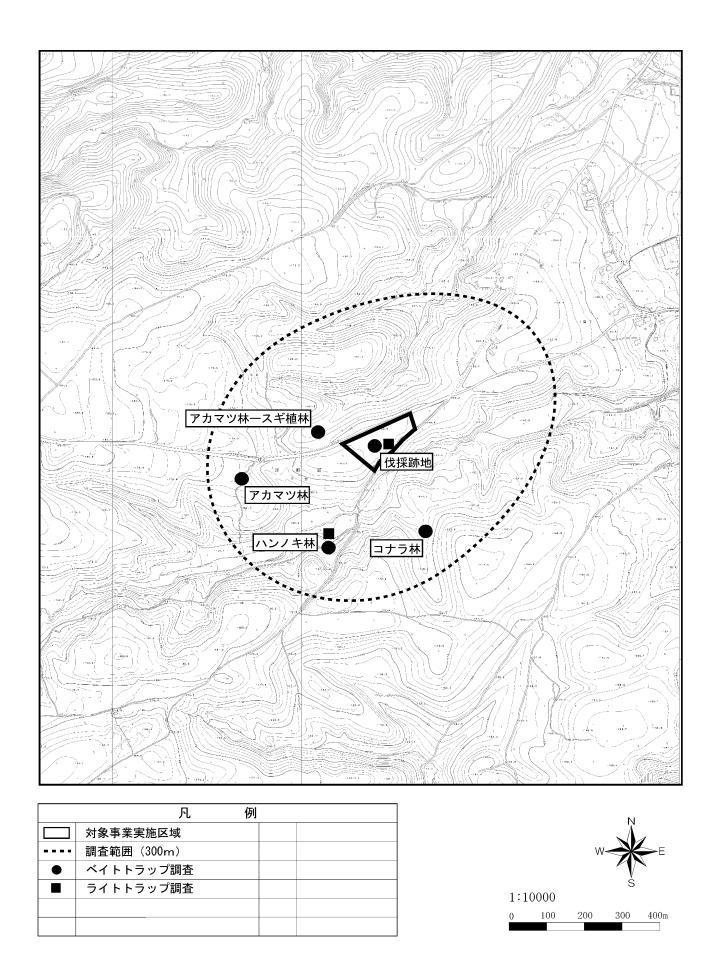
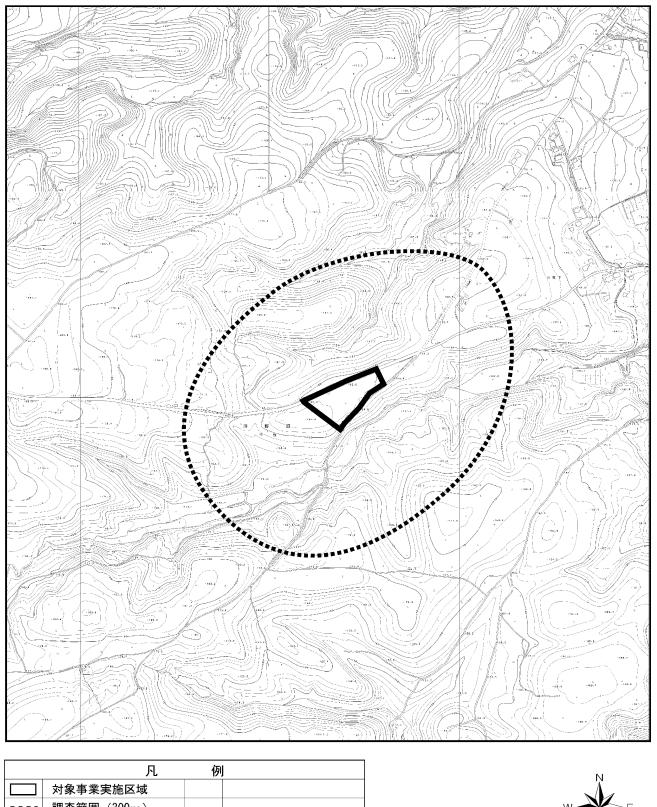


図 6-1-1(11) 昆虫類調査範囲及び調査地点



凡	例					N		
対象事業実施区域							$\sqrt{\Lambda}$	1
 調査範囲(300m)						W	*	⇒ E
				1:1	0000		S	
				0	100	200	300	400m

図 6-1-1(12) 植物調査範囲

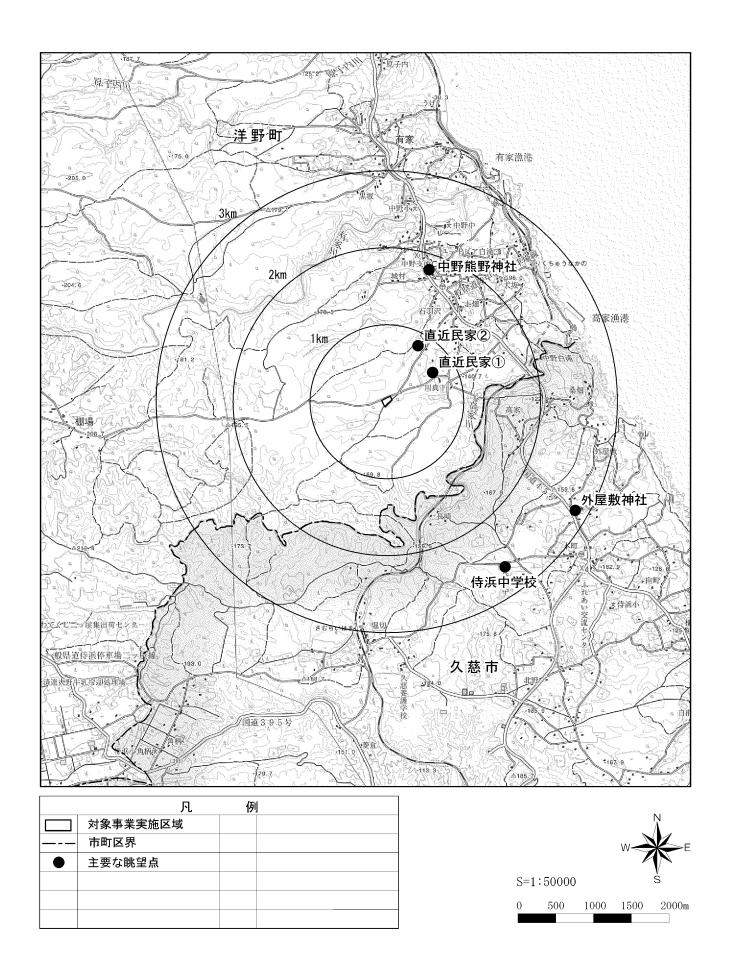


図 6-1-1(13) 景観調査地点

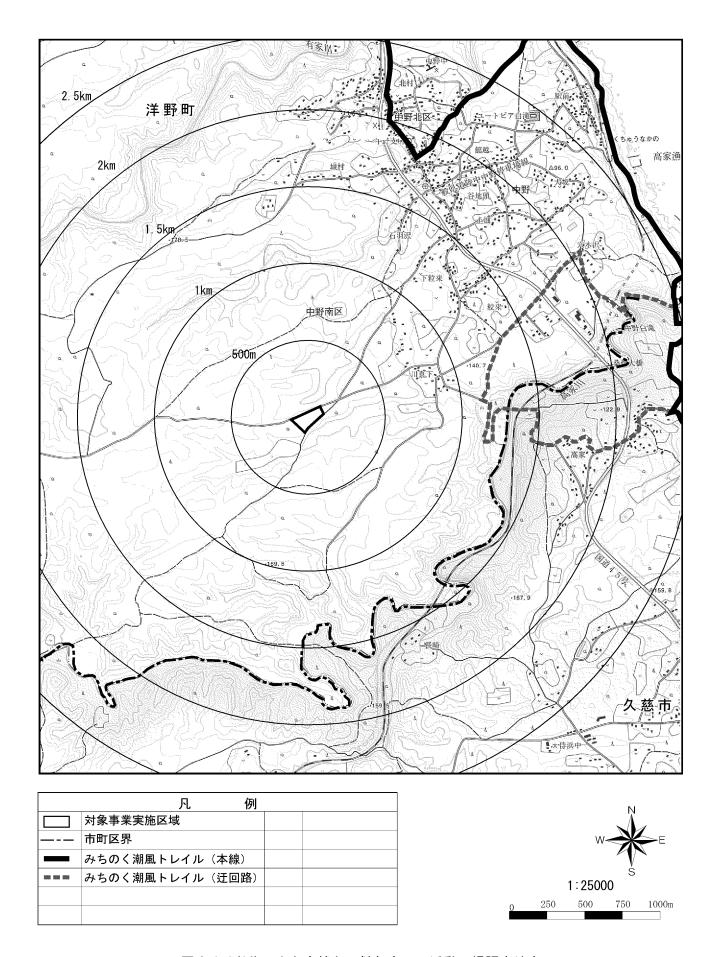


図 6-1-1(14) 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

6.2 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果

調査・予測・環境保全措置及び評価の結果を表 6-2-1 に示す。

表 6-2-1(1) 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果の概要(大気質)

項目	調査結果					ш <u>, т</u>] 从 ,	又ひ評価の結果の概要(大気質) 環境保全措置	評価結果	事後調査
								【工事の実施】	【工事の実施】	建設機械の稼働時に発生す
	車両走行ルート沿道での二酸化窒素及び浮	(1)建設機械	の稼働し	こ伴う景	/響			(1)建設機械の稼働に伴う影響	(1)環境への影響の回避・低減に係	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	遊粒子状物質の測定結果(四季)は、下表に				-	により発	生する粉じん(降下ば	・粉じん防止ネットの設置	る評価	予測値がやや高くなることか
	示すとおりであり、全ての測定項目で環境基	いじん)の影響	響は、環境	竟保全に	関する目	標を下回	った。	・散水の実施	左記の環境保全措置を実行することによ	ら、環境基準を超過することが
	準値等を下回っていた。		子)	測濃度 (t/km ² /30	H)		・養生マットの敷設	り、環境への影響の回避・低減に適合する	ないかどうか事後調査を実施
	また、降下ばいじんの測定結果は下表に示す	予測地点			(t/km ² /30 日)		環境保全に関する目標		ものと評価する。	する。
	とおりであった。 測定項目 期間平均値		冬季	春季	夏季	秋季		(2)工事用車両の運行に伴う影響		また、工事用車両の運行に伴
		No. 5	6. 33	8. 99	3. 12	2. 30	10 t/km²/30 目以下	・工事用車両の洗車	(2)環境保全に関する基準又は目標	
	測定項目 期間平均値 0,002~						1/ 四十/ 30 日以下	・場内道路での粉じん対策設備敷設	との整合性に係る評価	時点で工事計画に未確定なと
	二酸化窒素 (ppm) 0.002~ 0.004	(2)工事用車	面の運行	テに伴う	5 影響				すべての予測項目において、環境保全に	
	淫游粒子狀物質(mg/m³) 0.012~					ん(降下	ばいじん) の影響は、		関する基準又は目標を満足していることか	を実施する。
	0.018	環境保全に関する目標を下回った。							ら、整合性は図られているものと評価する。	
	降下ばいじん (t/km²/30 日) 2.34~3.41		子油		/l _{zm} 2/30 E	3)			 「環境保全に関する基準又は目標]	
	(2)気象	予測地点	予測濃度 (t/km²/30 日)		環境保全に関する 目標		・建設機械の稼働における粉じん(降下ば			
	(2) 刈(多) 1) 風向・風速		春季	夏季	秋季	冬季	H 1차		いじん)における参考値	
	西の風が卓越しており、年間の平均風速は	No. 2	8. 99	9. 68	6. 61	7. 06			・スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境	
	1.7m/s であった。						20		の保全が必要な地域の指標	
	,	No. 3	9. 28	11. 76	6. 73	7. 49	t/km ² /30 目以下			
大	2)気温・湿度	No. 4	10.12	12. 99	6. 63	6. 50				
気	年間の平均気温は 9.7℃、最高気温は 33.4℃									
質	(8月)、最低気温は-10.1℃(2月)であった。									
	平均湿度は 79%であった。	【土地又は工作	物の存む	生及び供	押】			【土地又は工作物の存在及び供用】	【土地又は工作物の存在及び供用】	事後調査を実施する必要性
		(1)廃棄物運	搬車両等	等の運行	テに伴う	影響		(1)廃棄物運搬車両等の運行に伴う	(1)環境への影響の回避・低減に係	はないと判断。
	3)日射量·雲量	施設供用時における廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される大気汚染物質の影響は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、全地点で環境						影響	る評価	
	年間の積算日射量は 364.7kW/㎡であった。							・法定速度の遵守	左記の環境保全措置を実行することによ	
		保全に関する	目標を下	回った。				・低公害車の導入推進	り、環境への影響の回避・低減に適合する	
		予測			環境保全に		ものと評価する。			
		地点	A) 3K 1%	/貝	予測湯	農度	関する目標			
			二酸化窒素	₹(ppm)	0.01	13	日平均値		(2)環境保全に関する基準又は目標	
		No. 2					0.04以下		との整合性に係る評価	
		Ĭ	浮遊粒子∜ mg/n		0.03	27	日平均値 0.10以下		すべての予測項目において、環境保全に	
				<u> </u>			日平均値		関する基準又は目標を満足していることか ら、整合性は図られているものと評価する。	
			二酸化窒素	₹(ppm)	0.01	27	0.04以下		シ、正日上は囚り40~4、3 ものと呼叫する。	
		No. 3	浮遊粒子 /	犬物質	0.00	00	日平均値		 「環境保全に関する基準又は目標]	
			(mg/n	0.0389		0.10以下		・大気汚染に係る環境基準		
			二酸化窒素	_ ਵੱ(ppm)	0.01	29	日平均値			
		No. 5			J. 51		0.04以下			
		Ì	浮遊粒子# (mg/n		0.03	90	日平均値 0.10以下			
			(IIIg/ II	.1 /			0.10 1/2			

項目	調査結果		<u> </u>		環境保全措置	評価結果	事後調査
	(1) 騒音 対事業実施区域周辺の環境騒音(対象事業実施区域の住居側敷地境界及び直近民家)及び道路交通騒音(車両運行ルート沿道)の測定結果は、下表に示す		に伴う影響	影響は、全地点で環境保全に関	【工事の実施】 (1)建設機械の稼働に伴う影響	【工事の実施】 (1)環境への影響の回避・低減 に係る評価 左記の環境保全措置を実行するこ	工事用車両の運行に伴い発
	とおりであった。 単位:dB	予測地点	→ > > > > > > > > > > > > > > > > > > >	保全にる目標	(2)工事中の工事用車両の走行に	とにより、環境への影響の回避・低減	
	地点 昼間 夜間 SV. 1 (住居側敷地境界) 44 <30	SV. 1	63dB 85d	B以下	伴う影響 ・法定速度の遵守	(2)環境保全に関する基準又は	
	SV. 2 (車両運行ルート沿道) 54 37	SV. 5	44dB 55d	B以下	・空ぶかしの禁止	目標との整合性に係る評価 すべての予測項目において、環境保	
	SV. 3 (車両運行ルート沿道) 58 40 SV. 4 (車両運行ルート沿道) 68 60 SV. 5 (直近民家) 38 <30	(2) 工事用車両の運 工事用車両の走行に		の影響は、全地点で環境保全に	對	全に関する基準又は目標を満足して いることから、整合性は図られている ものと評価する。	
	(2) 交通量・車速 交通量は、SV.5 では 40 台程度、SV.2、SV.3 (町 道) では 400 台程度、SV.4 (国道) では 7,000 台程	する目標を下回った。 予測地点 SV. 2 SV. 3	予測値 環境(56dB 60dB	呆全に関する目標 60dB 以下		[環境保全に関する基準又は目標] ・特定建設作業に係る騒音の規制基準 ・騒音に係る環境基準	
	度であり、SV.6(町道と国道の交差点)の断面交通 量調査でも同様の結果であった。交通量のピークは	SV. 4	68dB	70個以下			安安此 短帆七子の写(2) AV
騒	朝が7時台、夕方が16~17時台となっていた。また、 車速は、昼間(6~22時)の平均は39~58 km/h、夜間(22~6時)の平均は46~59 km/h、24時間平均は	【土地又は工作物の存 (1)施設の稼働に伴 施設の稼働に伴い発 標を下回った。	う影響	は、全地点で環境保全に関する	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 ・騒音発生機器の屋内設置 ・低騒音型設備機器の採用	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価	廃棄物運搬車両の運行に伴 う騒音の影響について環境保 全目標は満足するが、廃棄物運 搬車両通行時の状況(時間交通
音	39∼59 km/h であった。		f間帯 予測値	環境保全に関する目標	・建築材料等による防音措置	左記の環境保全措置を実行するこ	量、走行速度)について未確定
	(3) 道路構造・地表面の状況 調査対象の道路は平面構造の2車線道路であり、 アスファルト舗装道路の音を反射する地面であっ		朝 49dB 昼間 50dB	50dB 以下 55dB 以下	 (2)存在・供用時の廃棄物運搬車 両の走行に伴う影響		なところがあることから、事後 調査を実施する。
	た。また、その背後地は柔らかい土の地面となって		タ 41dB	50dB以下	・交通規制の遵守の要請	(2)環境保全に関する基準又は	
	おり、吸音性のある地表面となっていた。		夜間 34dB	50dB 以下		目標との整合性に係る評価 すべての予測項目において、環境保	
		SV. 5	昼間 38dB 夜間 32dB	55dB 以下 45dB 以下		全に関する基準又は目標を満足していることから、整合性は図られている	
		は、全地点で環境保全	の廃棄物運搬車両の に関する目標を下	-)運行に伴い発生する騒音の影		いることから、整合性は図られているものと評価する。 「環境保全に関する基準又は目標」 ・特定工場等に係る騒音の規制基準 ・騒音に係る環境基準	

項目	調査結果		環境保全措置	評価結果	事後調査
振	(1)振動 対事業実施区域周辺の環境振動(対象事業実施区域の住居側敷地境界及び直近民家)及び道路交通振動(車両運行ルート沿道)の測定結果は、下表に示すとおりであった。 単位:dB 「基間 夜間 夜間 な間 なり (30 く30 く30 く30 く30 く30 く30 く30 く30 く30 く	【工事の実施】 (1)建設機械の稼働に伴う影響 建設機械の稼働に伴い発生する振動の影響は、全地点で環境保全に関する目標を下回った。	【工事の実施】 (1)建設機械の稼働に伴う影響 ・低振動型建設機械・工法の採用 ・作業日の制限 (2)工事用車両の運行に伴う影響 ・法定速度の遵守 ・空ぶかしの禁止	【工事の実施】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合性に係る評価すべての予測項目において、環境保全に関する基準又は目標を満足していることから、整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標)・特定建設作業に係る振動の規制基準・道路交通振動の要請限度・人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	工事用車両の運行に伴い発 生する振動について、現時点で 工事計画に未確定なところが
動		【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 施設の稼働に伴い発生する振動の影響は、全地点で環境保全に関する目標を下回った。 予測地点 時間帯 予測値 環境保全に関する目標 SV.1 昼間 51dB 65dB以下 夜間 46dB 60dB以下 昼間 33dB 55dB以下 SV.5 昼間 33dB 70mB 33dB 70	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 ・振動発生機器の適切な防振措置 (2)廃棄物運搬車両の運行に伴う 影響 ・交通規制の遵守の要請	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合性に係る評価すべての予測項目において、環境保全に関する基準又は目標を満足していることから、整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標・満足していることから、整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・特定工場に係る振動の規制基準・道路交通振動の要請限度・人が振動を感じ始めるとされる感覚閾値	事後調査を実施する必要性はないと判断。

表 6-2-1(4) 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果の概要(悪臭・水質)

項目	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
悪臭	(1)悪臭 対象事業実施区域は悪臭防止法に基づく規制 地域ではないため基準等が存在していないが、 規制地域の基準と比較すると特定悪臭物質・臭 気指数ともに満足する結果となっている。	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 施設の稼働に伴う悪臭の影響については、環境保全措置を実施している類似事例から考えて、施設内臭気が外部へ漏洩することは少なく、敷地境界における規制基準等を下回るものと考えられる。	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 ・悪臭防止対策の実施	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境 への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合 性に係る評価 環境保全措置を実施している類似事例から考え て、敷地境界における規制基準等を下回ると考えら れることから、整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・岩手県の規制基準(規制地域のうち工業地域及び	事後調査を実施する必要性はないと判断。
-14-	(1) 水の濁り 川真下の沢及び高家川との合流点上下流で調査を行ったところ、浮遊物質量は、4mg/0以下であった。 土層については、対象事業実施区域周辺の土壌は黒ボク土壌の雪谷2統(Yuk 2)、淡色黒ボク土壌の小軽米統(Kog)が混在する土壌となっており、対象事業実施区域の土壌は小軽米統となっている。 ボーリング調査の結果では、対象事業実施区域は下位において前期白亜紀の花崗閃緑岩が分布し、その上位を新第四紀完新世の降下テフラ(ローム)が覆う地質となっていた。 (2) 水の汚れ 高家川の河口までの地点で調査を行ったところ、地点及び時期により大腸菌群数が環境基準	【工事の実施】 (1) 造成等の工事による一時的な影響 造成等の工事時に発生する濁水が流入した場合の高家川における SS 濃度は 10.0 mg/l となり、環境基準を下回っていた。 「項目 予測結果 現兄水質 評価基準 SS(mg/l) 10.0 10 25	【工事の実施】 (1)造成等の工事による一時的な影響 ・仮設沈砂池等の設置	工業専用地域以外の地域) 【工事の実施】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境 への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合 性に係る評価 すべての予測項目において、環境保全に関する基準又は目標を満足していることから、整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・水質に係る環境基準	事後調査を実施する必要性はないと判断。
水 質	を超過することがあったが、それ以外の項目は環境基準を満足していた。	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 施設の稼働に伴い排出される処理水(BOD、SS、T-N 及びT-P)が流入した場合の高家川における濃度は、全項目環境基準を下回っていた。 予測項目 予測結果 (ng/0) BOD 0.5~0.8 2以下 SS 1~3 25以下 T-N 1.3~1.9 現別課化 T-P 0.025~ 0.080 現別課化 T-P 0.080 現別課化	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の稼働に伴う影響 ・自主管理基準の設定	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境 への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合 性に係る評価 すべての予測項目において、環境保全に関する基 準又は目標を満足していることから、整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・水質に係る環境基準 ・現況地を著しく悪化させないこと	下流に漁港があり住民への直接的な影響が懸念されることから、事後調査を実施する。

表 6-2-1(5) 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果の概要(地形及び地質・動物)

項目	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
地形及び地質	位において前期白亜紀の花崗閃緑岩が分布し、その上位を新第四紀完新世の降下テフラ(ローム)が覆う地質となっていた。 上層のロームは均質で全体に軟質であり、層厚は 7m から 9m 程度でほぼ水平に花崗閃緑岩を覆っていた。花崗閃緑岩は強風化してマサ化が進行し	概況調査で示したように、対象事業実施区域周辺が位置している特浜段丘は重要な地形に該当するものである。 今回計画されている新し尿処理施設の敷地面積は約 0.8ha であり、侍浜段丘全体に比べて極めて小さい面積である。また、施設工事計画も段丘全体の地形を変化させるほどの規模ではない。このため、土地又は工作物の存在及び供用が地形に与える影響は小さいものと考えられる。 また、地質については、マサ土とローム層によって構成された一般的な地質である。このため、施設工事を行っても重要な地質	【土地又は工作物の存在及び供用】 特に行わない	【土地又は工作物の存在及び供用】 対象事業実施区域は重要な地形上に位置しているが、施設及び工事の規模は地形全体に重大な影響を与えるものではない。また、地質についても一般的なものであり、重要な地質には該当しない。 以上より、環境への影響は回避・低減されているものと評価する。	事後調査を実施する必要性はないと判断。
	(1)動物相 現況調査の結果、以下の動物種が確認された。 哺乳類 6 10 14 4 4 4 4 4 4 4 4		 【工事の実施】 ・造成等の工事に伴う一時的な影響 ・建設機械の稼働に伴う影響 ・工事時期の調整 ・防災調整池の設置 ・放流経路の変更 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・夜間照明による昆虫類誘引の回避 ・取水時の水量(水位)モニタリング 	【工事の実施】 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 【土地又は工作物の存在及び供用】 左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響の回避・低減に適合するものと評価する。	環境保全措置の効果に不確実性が含まれているため、ノスリ、ハナカジカ、魚類について事後調査を実施する。

表 6-2-1(6) 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果の概要(植物)

	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
植,	調査結果 (1) 植物相 現地調査の結果、92 科 454 種の植物が確認された。 (2) 植生・植物群落 対象事業実施区域の植生は伐採跡地群落が大半を占め、東西にアカマツ群落、コナラ群落の二次林が分布していた。 対象事業実施区域を含む調査範囲では二次林と植林地で約90%近くを占めていた。内訳としては、代償植生のコナラ群落が約40%、次いで植林地のアカマツ種林が約19%、代償植生のアカマツ群落が16%。伐採跡地群落が約10%であった。自然植生では山地の沢筋や年数の経過した放棄水田跡にハンノキ群落が分布し、全体の約8%を占めていた。 (3) 重要な種 現地調査の結果、10 科 13 種の重要な種が確認された。 (4) 重要な群落 注目すべき群落は確認されなかった。	予測結果 【土地又は工作物の存在及び供用】 対事業実施区域内で確認された重要な種のうち、ギンランの 生育地とオミナエシの主要な生育地が消失することから、両種 には影響が出るものと予測された。その他の注目すべき種につ いては施設の設置による影響はないと予測された。	環境保全措置 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・可能な限りの敷地内の緑地整備 ・在来種を用いた緑地の創設 ・オミナエシの保全 ・ギンランの保全	評価結果 【土地又は工作物の存在及び供用】 左記の環境保全措置を実行することにより、土地又は工作物の存在及び供用に伴う一時的な影響は低減される。 以上のことから、土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されるものと評価する。	環境保全措置の効果に不確 実性が含まれているため、事後

環境保全措置 項目 調査結果 予測結果 評価結果 事後調査 (1)構造 【土地又は工作物の存在及び 【土地又は工作物の存在 【土地又は工作物の 環境保全措置の効果に不確実 対象事業実施区域及びその周辺区域を構成する生態系を類型化し、類型区分ごとの構造を整理した。類型区分は、湿性 供用】 及び供用】 存在及び供用】 性が含まれているため、ノスリ、 高木林、広葉樹高木林、針葉樹高木林、広葉樹低木林、高茎草地、その他の6環境に区分された。 対象事業実施区域周辺で確認さ ・夜間照明による昆虫類誘引 ハナカジカについて事後調査を 左記の環境保全措置 れた注目種のうち、魚類・底生動 の回避 を実行することにより実施する。 物(処理水の放流)に影響が出る (2)相互関係 ・可能な限りの敷地内の緑地 り、土地又は工作物の 可能性がある。 整備 存在及び供用に伴う一 高次消費者 ・在来種を用いた緑地の創設 時的な影響は低減され る。 以上のことから、土地 テン タヌキ 三次消費者 又は工作物の存在及び A A 分 供用に伴う影響につい ては、実行可能な範囲 アカネズミ ハナカジカ アブラハヤ ウグイ 二次消費者 ヒガラ ヤマガラ 内でできる限り回避・ ヤマアカガエル アカネズミ 低減されるものと評価 ノウサギ ニホンリス 者 する。 ノウサギ ニホンリス ハエ類 一次消費者 蛾類 カミキリム 蛛舞 蛾類 付着藻類 付着藻類 生産者 アカマツ スギ 開放水面 ツルヨシ群落 環境 植物群落等 アカマツ群落 コナラ群落 タラノキ群落 道路等 ハンノキ群落 ススキ群落 開放水面 生 態 針葉樹高木林 広葉樹高木林 広葉樹低木林 湿性高木林 下流河川 その他の環境 高茎草地 上流支川 系 (3) 指標種 指標種 区分 選定理由 ・ネズミ類、ウサギ類等の哺乳類、キジ等の鳥類を捕食する生態系の上位種である。 キツネ ・モグラ類やネズミ類等の哺乳類、ヤマアカガエル等の両生類、カナヘビ等の爬虫類 ノスリ を捕食する生態系の上位種である。 ・生産者として、陸上生態系の最下層に位置し、ニホンリス等の哺乳類、ヤマガラ、 針葉樹高木林 シジュウカラ、イスカ等の樹林性の鳥類、カブトムシ等の昆虫類の生息地として典 型的な場所である。 ・生産者として陸上生態系の最下層に位置し、ノウサギ等の哺乳類やシジュウカラ等 広葉樹低木林 の樹林性の鳥類、ヤマアカガエル等の両牛類、バッタ類等の草地性の昆虫類の牛鳥 地として典型的な場所である。 ・本種の食性は雑食性で、昆虫類や両生類、植物を餌資源として利用し、全域が採食 タヌキ 環境となっており、樹林地が繁殖場所と考えられる。 ウグイス ・樹林を主な生息場所としており、事業対象実施区域内の森林に典型的な種である。 ホオジロ ・草地を主な生息環境としており、事業対象実施区域内の草地に典型的な種である。 ツルフジバカマ ・ヒメシロチョウ北海道・本州亜種(昆虫類)の幼虫の食草として利用されている。 ヒメシロチョウ北 ・本種の幼虫はツルフジバカマを食草としている。 海道·本州亜種 ・本種の生息はツルフジバカマの生育分布状況に左右される。 ・水辺環境に生息している典型的な種である。 ハナカジカ ・水温の低い環境に生息する種である。 ・下流河川の高家川にのみ局所的に分布している。 カワシンジュガイ

表 6-2-1(8) 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果の概要(景観・人と自然との触れ合いの活動の場)

項目	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
景観	(1)主要な眺望点の状況 対象事業実施区域から 1.5~3km の地点にある神社、学校を選定した。また、対象事業実施区域の東 700m にある直近民家(2地点)も選定した。 (2)景観資源の状況 対象事業実施区域周辺は、丘陵地の樹林地景観が主であり、遠景に山地の樹林地景観を望む環境である。また、特筆すべき景観資源として中野白滝がある。 (3)主要な眺望景観の状況 対象事業実施区域の周辺は丘陵地であり起伏が大きく、また周囲からは樹林地によって遮られていた。このため、対象事業実施区域を視認することができるのは直近の道路のみであり、各地点からは眺望することができなかった。	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の存在に伴う影響 各主要な眺望地点からは、対象事業実施区域は樹林地に遮られて確認することができず、季節による眺望の変化も小さかった。 また、対象事業実施区域周辺の景観資源である中野白滝は、侍浜段丘の下に位置していることもあり、対象事業実施区域を視認することができない。 以上より、施設の存在に伴う景観への影響は小さいものと考えられる。	特に行わない	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 対象事業実施区域周辺は樹林地であり、周辺の民 家や学校からの眺望は遮られる場所にある。 このため、施設の存在に伴う景観への影響につい ては、回避・低減されているものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合 性に係る評価 対象事業実施区域は周囲から視認できないことから、周辺の自然や集落の景観に与える影響は少ない。 以上のことから、予測結果と環境保全に関する基 準又は目標とは整合性が図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・対象事業実施区域周辺における現状の自然景観や 生活上の景観に影響を及ぼさないこと	事後調査を実施する必要性はないと判断。
人と自然との触れ合いの活動の場	(1)人と自然との触れ合いの活動の場の概況 対象事業実施区域周辺にはみちのく潮風トレイルが通っ ている。トレイルは、洋野町内では国道 45 号及びそれに並 行する道路を伝って中野地区内に入った後、集落内を通って 海沿いに南下し、高家川を渡河し渡って久慈市に入るという ルートとなっている。なお、高家川は渡渉になることから、 中野白滝を経由して内陸側で高家川を渡り、久慈市内で再び トレイル本線に合流するという迂回路が存在している。 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分 布、利用の状況及び利用環境の状況 合いの活動の場としては、迂回路上ではあるが中野白滝が存在している。 トレイルルート上で現地調査を行ったところ、対象事業実施区域 周辺での利用者は確認できなかった。 また、平成 26 年 7 月から平成 28 年 7 月現在までの約 2 年間における対象事業実施区域周辺のみちのく潮風トレイル利用者は、洋野町区間を踏破した利用者が 487 名、久慈市区間を踏破した利用者が412 名であった。また、これとは別に八戸〜久慈間の全区間を踏破した利用者が358 名いた。 みちのく潮風トレイルの本線については、車両の通行や祭礼の行列ルートとなっているが、幅員の狭い道路も多く、歩行者の安全が必ずしも確保されていない側面もある。 また、道路が通行不能であったり分かりにくくなっていたりする 箇所も存在する。	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1) 施設の存在に伴う影響 景観の調査・予測評価結果より、施設はトレイルから視認することはできないと考えられる。また、騒音及び振動の調査・予測評価結果より、施設の周辺で発生する騒音・振動がトレイル上で感知される可能性は極めて小さいものと考えられる。以上より、施設の存在そのものが人と自然との触れ合いの活動の場に与える影響は小さいと考えられる。また、廃棄物運搬車両の走行ルートとの関係で利用状況に影響が出る可能性が考えられる。今後久慈市内の国道45号区間(八戸方向)において、新施設に廃棄物を運搬する車両が増加すると考えられるが、この区間では国道とトレイルの迂回路との交差点が2地点存在している。ただし、現地調査の結果横断歩道の整備が確認されており、交通への支障は生じないものと考えられる。以上より、施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと考えられる。	特に行わない	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 対象事業実施区域周辺のみちのく潮風トレイルに ついては、利用者が少ないことから施設の存在に伴 う影響は生じにくいと考えられる。 このため、施設の存在に伴う人と自然との触れ合 いの活動の場への影響については、回避・低減され ているものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合 性に係る評価 対象事業実施区域周辺のみちのく潮風トレイルに ついては、廃棄物運搬車両の運行ルートと一部交差 する地点があるが、横断歩道が整備されており、交通への支障は生じないものと考えられる。 以上のことから、予測結果と環境保全に関する目標とは整合がとれているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・自然公園施設については、安全性の向上とともに、環境に負荷をかけない環境にやさしい施設整備を推進する	事後調査を実施する必要性はないと判断。

表 6-2-1(9) 調査・予測・環境保全措置及び評価の結果の概要(廃棄物等・温室効果ガス等)

項目	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査
	(1)廃棄物	【工事の実施】	【工事の実施】	【工事の実施】	事後調査を実
	新施設の稼働に伴う廃棄物の種類及び発生量は、合計 4.6t/ 日と予測された。 (2)建設工事に伴う副産物	(1)造成等の工事による一時的な影響 造成等の工事に伴い発生する建設副産物(伐採樹木)は、チップ材等として再利用する計画である。再利用が困難な副産	(1) 造成等の工事による一時的な影響 ・伐採樹木の再生利用	(1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境 への影響の回避・低減に適合するものと評価する。	施する必要性は ないと判断。
	伐採樹木量(根株を含む)は、改変区域全体で最大約 88t 発生する。	物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日 法律第137号)に基づき適切な処分を図る。		(2)環境保全に関する基準又は目標との整合性に係る評価 工事に当たっては、チップ材等の再生利用により廃棄物や副産物の再資源化を図る計画である。 以上より、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・建設廃棄物の再資源化の促進を図る。	
廃棄物等		【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の存在に伴う影響 新施設の稼働に伴う廃棄物の種類及び発生量は、合計 4.6t/日と予測された。これらの廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた委託処分を行う計画である。なお、汚泥については資源化設備により堆肥化を行い、今後販売等の検討を行って有効利用を図る計画である。	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の存在に伴う影響 ・廃棄物の再資源化 ・汚泥の資源化	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価 左記の環境保全措置を実行することにより、環境 への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合 性に係る評価 新施設では、汚泥の場外搬出量は既存施設と同程 度だが、資源化設備による堆肥化を行い、し尿処理 における資源の回収・再資源化を図る計画である。 以上より、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・地域の実情に合った汚水処理施設の整備と下水道 し尿及び浄化槽汚泥の再資源化を促進する。	事後調査を実施する必要性はないと判断。
	温室効果ガスの排出係数、本事業施設における温室効果ガス排 出量に関連する諸元(電気、燃料の使用など)は、施設の稼働に	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の存在に伴う影響	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)施設の存在に伴う影響	【土地又は工作物の存在及び供用】 (1)環境への影響の回避・低減に係る評価	事後調査を実施する必要性は
温室効果ガス等	伴う燃料の使用及び電気の使用が考えられる。	二酸化炭素排出量は、426.8t-CO ₂ /年と予測された。	・事業(オフィス)活動による削減	左記の環境保全措置を実行することにより、環境への影響の回避・低減に適合するものと評価する。 (2)環境保全に関する基準又は目標との整合性に係る評価 新施設では、現在のし尿処理場とは異なる処理方式を採用し、省エネルギー設備機器を導入することでエネルギー削減を行う計画である。以上より、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。 [環境保全に関する基準又は目標] ・工場・事業所における環境マネジメントシステムの導入や省エネルギー設備・機器の導入など、省エネルギーの取り組みを促進する。	

第7章 環境保全措置

第7章 環境保全措置

本事業の実施にあたり環境保全措置を講じ、公害防止・自然環境の保全に十分配慮する。

なお、環境保全措置については、環境項目間の相互関係、環境保全措置が他の環境項目に及ぼす間接的影響を検証するとともに、一方の環境保全措置が他の環境要素へ悪影響を与えないかを確認した。 その結果、ある環境項目の環境保全措置が他の環境項目の影響を増加させることはなく、環境項目間の整合性は図られていると判断した。

7.1 工事の実施時

工事の実施時における環境保全措置を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 工事の実施時の環境保全措置

項目	環境保全措置	環境保全措置の内容
大気質	粉じん防止ネットの設置	粉じん防止ネットを設け、粉じん等の飛散を防止する。
	散水の実施	強風、地表面が乾くなどの粉じん等が舞い上がりやすい条件が見られた
	100,100,000	場合は、散水等を行い、粉じん等の飛散を防止する。
	養生マットの敷設	造成面の場内道路は養生マット敷設等とし、建設機械の稼働に伴う粉じ
	XX 71 7MM	ん等の飛散を防止する。
	工事用車両の洗車	退出する工事車両を適宜タイヤ洗浄することにより、周辺道路の汚れを
		防止する。
	場内道路での粉じん対策設	造成面の場内道路は養生マット敷設等とし、工事車両の走行に伴う粉じ
	備敷設	ん等の飛散を防止する。
騒音	低騒音型建設機械・工法の	低騒音型建設機械・工法を採用する。
	採用	
	作業日の制限	原則として日曜日、祝日、夜間の工事は行わない。
	法定速度の遵守	工事車両の走行にあたっては、法定速度を遵守する。
	空ぶかしの禁止	工事車両の走行に当たっては、空ぶかしをしない丁寧な運転を心がける。
振動	低振動型建設機械・工法の	低振動型建設機械・工法を採用する。
	採用	
	作業日の制限	原則として日曜日、祝日、夜間の工事は行わない。
	法定速度の遵守	工事車両の走行にあたっては、法定速度を遵守する。
	空ぶかしの禁止	工事車両の走行に当たっては、空ぶかしをしない丁寧な運転を心がける。
水質	仮設沈砂池等の設置	工事実施時には、早期に仮設沈砂池等を設置し泥水の土砂を沈降させ、
		下流(高家川)への土砂流出を防止する。
動物	工事時期の調整	工事開始時期はノスリの繁殖開始時期を考慮して決定し、繁殖に対する
		工事影響を低減する。
	仮設沈砂池等の設置	工事実施時には、早期に仮設沈砂池等を設置し泥水の土砂を沈降させ、
		下流(高家川)への土砂流出を防止する。
	放流経路の変更	工事中の濁水については、プラント排水管(暗渠)を建設工事に先立ち
		設置し、当該排水管を経由して高家川へ放流することで、川真下の沢へ
植物	オミナエシの保全	の濁水流入を回避する。 種子採取及び播種を行う。播種する場所は対象事業実施区域内、もしく
但彻	オミナエンの保生	位于休取及い循種を行う。循種する場所は対象事業表施区域内、もしく は隣接する周辺の適地環境とし、施設の実施設計時に決定する。
	 ギンランの保全	個体の掘り取り、または表土による移植を行う。移植先は対象事業実施
	イングンの体主	区域内、もしくは隣接する周辺の適地環境とし、施設の実施設計時に決
		定する。
廃棄物	 伐採樹木の再生利用	(佐兵) (は () () () () () () () () ()
DE 7410	141が図/12ッサエ型用	は体質がのうち、真体(ブラブ州寺)として宿用できるものは丹土利用する。
		7 'V O

7.2 土地又は工作物の存在及び供用時

土地又は工作物の存在及び供用時における環境保全措置を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 土地又は工作物の存在及び供用時の環境保全措置

項目	環境保全措置	環境保全措置の内容
大気質	法定速度の遵守	廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。
	低公害車の導入推進	廃棄物運搬車両は、排出ガス対策型の低公害車の導入を推進する。
騒音	騒音発生機器の屋内設置	各設備、装置とも室内に収納し、施設外への騒音の伝播を防止す
		る。
	低騒音型設備機器の採用	低騒音型の設備機器を採用し騒音の低下を図る。
	建築材料等による防音措置	遮音、吸音効果の高い建築材料の使用や機器配置の工夫を行い、
		施設の防音効果を高める。
	交通規制の遵守の要請	廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、
		運搬を行う事業者に要請する。
振動	振動発生機器の適切な防振	主要な振動発生源には独立基礎の設置や防振装置を設けるなど、
	措置	施設への振動の伝播を防止する措置を講じる。
	交通規制の遵守の要請	廃棄物運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守するよう、
		運搬を行う事業者に要請する。
悪臭	悪臭防止対策の実施	高・中濃度臭気及び低濃度臭気に対しそれぞれ適切な脱臭方法を
水質	自主管理基準の設定	用いる。 法令及び既存の管理基準よりも厳しい基準を定める。
動物・	夜間照明による昆虫類誘引	夜間の施設照明や外灯には、昆虫類が誘引されにくい特性を持つ
生態系	の回避	照明を使用し、施設周辺の昆虫相の保全とそれを餌とする動物の
工态水		採餌環境を保全する。
	取水時のモニタリング(水	施設稼働時に川真下の沢から取水する際には、定期的にモニタリ
	量、水位、生息状況等)	ング(水位、水量、ハナカジカの生息状況等)を行い、水量の減
		少により重要種の生息に影響が出ないかどうか監視する。水量や
		水位の低下がみられた場合には、プロセス用水を上水に切り替え
		て川真下の沢における安定水量の確保を図る。また、取水口の設置になっては、河内環境のの影響などは、水内では、河内環境のの影響などは、
		置にあたっては、河床環境への影響を最小化するよう配慮を行う。 なお、モニタリングにあたっては、時期、頻度、モニタリング項
		目について専門家の助言を受けるものとする。
植物・生	可能な限りの敷地内の緑地	可能な限り敷地内の緑地整備を行う。
態系	整備	
	在来種を用いた緑地の創設	緑地の創設に際しては、可能な限り周辺に生育する在来種を中心
		に使用した緑化を行う。
廃棄物	廃棄物の適正処理	沈砂、細砂、し渣は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基
		づき適正に処理する。
	汚泥の資源化	汚泥の資源化設備を設け、資源化や有効利用を図る。
温室効果	事業(オフィス)活動による	事業(オフィス)活動においては、省エネ、節約を心がけ、エネル
ガス等	削減	ギー使用量を削減する。

第8章 事後調査

第8章 事後調査

8.1 事後調査の必要性

予測評価を行った項目のうち、建設機械の稼働時に発生する粉じんについては、季節により予測値が やや高くなることから、環境保全目標を超過することがないかどうか事後調査を実施することとした。 工事用車両の運行に伴い発生する粉じん、騒音及び振動の影響については、現時点で工事計画に未確 定なところがあることから、事後調査を実施することとした。

廃棄物運搬車両の運行に伴う騒音の影響について環境保全目標は満足するが、廃棄物運搬車両通行時の状況(時間交通量、走行速度)について未確定なところがあることから、事後調査を実施することとした。

動植物及び生態系への影響については、環境保全措置の効果に不確実性が含まれているため、事後調査を実施することとした。

8.2 事後調査の概要

事後調査の概要は、表 8-2-1 に示すとおりとした。

表 8-2-1(1) 事後調査の概要

事後調査の対象	項目	内容			
大気質	調査項目	降下ばいじん			
(建設機械の稼働時、	調査時期	造成工事の最盛期に1回(30日)			
工事用車両の運行時)	調査地域	対象事業実施区域の直近民家 1 地点 (No. 5) 及び工事用車			
		両の運行道路の沿道地域 3 地点(No. 2~No. 4)			
	調査方法	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年、環			
		境省)に示される調査手法			
騒音・振動(工事用車両の運行時)	調査項目	騒音レベル・振動レベル			
	調査時期	造成工事の最盛期に1回(1日)			
	調査地域	工事用車両の運行道路の沿道地域 3 地点(No. 2~No. 4)			
	調査方法	「騒音に係る環境基準」(平成 10 年環境庁告示 64 号)、騒			
		音規制法及び振動規制法に定められた測定方法			
騒音(廃棄物運搬車両の運行時)	調査項目	騒音レベル			
	調査時期	施設の稼働開始後、廃棄物運搬車両が通常の状態で運行す			
		る時期に1回(1日)			
	調査地域	廃棄物運搬車両の運行道路の沿道地域 4 地点(SV. 2、SV. 4、			
	⇒m → ↓ ¼.	SV. 5)			
	調査方法	「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示64号)及び			
新····································	細木百口	騒音規制法に定められた測定方法			
動物・生態系(ノスリ)	調査項目	営巣状況を確認後、決定			
	調査時期	工事中に1回 現在確認されている営巣地点の周辺			
	調査地域調査方法	現地確認			
動物・生態系(ハナカジカ)	調査項目	生息状況、生息環境(水量、水位等)			
当初・生思示 (ハ) カンカ ※実施段階で専門家の助言を受け	調査時期	生息状況は春季(産卵期)及び夏季、生息環境は常時監視			
る	調査地域 川真下の沢のうち、適切な箇所				
	調査方法				
植物(オミナエシ)	調査項目	生育状況、生育環境(発芽、活着状況)			
	調査時期	播種後1回			
	調査地域	播種地点			
	調査方法	現地確認			
植物(ギンラン)	調査項目	生育状況、生育環境(活着状況)			
	調査時期	移植後1回			
	調査地域	移植地点			
	調査方法	現地確認			
その他(他の環境影響評価との関	「第 3 章	章 3.3.2 自然環境関係、その他」で示した、風力発電事業			
係)	との複合影響については、段階で不確定要素が多いためその具体的内容				
	について評価書に記載することは困難である。ただし、今後風力発電事				
	業の準備書又は評価書が提出された段階で(本事業では事後調査段階に				
	なると想定)、風力発電事業の影響範囲と本事業の影響範囲が重複する				
	かどうかを確認する。さらに、影響範囲が重複し重大な影響が想定され				
	る場合、本	事業で対応(環境保全措置等)することが可能か検討する。			

8.3 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

本報告書において予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、事業者が県等の関係機関と協議し、必要に応じて学識経験者の指導・助言を得て、環境保全措置の見直し、追加調査等の適切な措置を実施する。

8.4 事後調査結果の公表の方法

事後調査結果については、「岩手県環境影響評価条例」に基づき事後調査報告書を作成し、県及び関係市町村へ報告するとともに、公告・縦覧する。

第9章 総合評価

第9章 総合評価

事業の計画段階においては、「第6章 環境保全措置」に示した種々の環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響は事業者の実行可能な範囲でできる限り回避及び低減される。

また、環境項目間の相互関係、環境保全措置が他の環境項目に及ぼす間接的影響を検証するとともに、一方の環境保全措置が他の環境要素へ悪影響を与えないかを確認した。

その結果、ある環境項目の環境保全措置が他の環境項目の影響を増加させることはなく、環境 項目間の整合性は図られていると判断した。

このことから、本事業の実施による環境への影響については、事業者の実行可能な範囲内でできる限りの回避・低減がなされ、環境保全に関する目標と整合しており、総合的な環境への影響の程度は軽微であると評価した。

第10章 評価書作成にあたって準備書に 記載した事項との相違個所

第10章 評価書作成にあたって準備書に記載した事項との相違個所

評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違個所は、表 10-1-1 に示すとおりである。

表 10-1-1 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違個所

	75 D	準備書		評価書	
章	項目	頁	内容	頁	変更内容
	2.2.1 対象事業の種類	2	別表第2号	2	別表第5号
			主なルートは国道		
第2章	2.2 対象事業の内容 (8)収集運	16	45 号と町道中野八 種線	16	町道粒来十文字線を追加
	搬等車両の運行計画	17~	主な収集運搬ルー	17~	主な収集運搬ルート(案)
		18	ト (案) 2経路	18	1 経路
第3章	全ての出典資料を確認し、データを 以下に準備書から変更となった部分		っのに更新。		
	3.1. 自然的状况	22~	本文及びデータの	22~	出典資料を確認し、平成
	3.1.1. 気象、大気質、騒音、振動 その他の大気に係る環境の状況 (1) 気象	23	最新年が平成 28 年	23	29 年のものに変更
	(2) 大気質	$25\sim$	本文及びデータの	$25\sim$	山曲次料 5.726羽1 亚式
	(3) 放射能	25^{\sim}	本义及びアータの 最新年が平成 27 年	25^{\sim}	出典資料を確認し、平成 28 年のものに変更
	3.1.2. 水象、水質、水底の底質そ	28	取利年が平成 27年 本文及びデータの	28	出典資料を確認し、平成
	5.1.2. 小家、小員、小屋の屋員で の他の水に係る環境の状況 (2) 水質(河川)	20	最新年が平成 27 年	20	28年のものに変更
	(3) 水底の底質	29	本文の最新年が平 成 26 年	29	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	(4) 地下水	29	本文の最新年が平 成 27 年	29	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	図 3-1-5 河川及び水質調査地点位 置図	30	河川及び水質調査 地点位置図	31	事業実施区域周辺の拡大 図を追加掲載。また、これ に伴い以降のページ番号 を全て変更。
	3.1.3. 土壌及び地盤の状況 (1) 土壌汚染	31	本文の最新年が平 成 27 年	32	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	(2) 地盤	31	本文の最新年が平 成 28 年	32	出典資料を確認し、平成 29年のものに変更
	3.1.5. 動植物の生息又は生育、植 生及び生態系の状況 (1) 動物 2) 鳥類	39	オオタカが国内希 少野生動植物種に 指定されている	40	指定を削除
	3.1.7. 公害苦情の状況	53	本文及びデータの 最新年が平成 27 年	54	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	3.2. 社会的状況 3.2.1. 人口及び産業の状況 (1) 人口及び世帯数	54	本文及びデータの 最新年が平成 28 年	55	出典資料を確認し、平成 29 年のものに変更
	3.2.2. 土地利用の状況 (1) 概況	59	本文及びデータの 最新年が平成 26 年	60	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	3.2.4. 交通の状況 (2) 交通量	64	データの最新年が 平成 26 年	65	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	3.2.6 上下水道の整備の状況 (1) 上水道の状況 (2) 下水道等の状況	69	本文及びデータの 最新年が平成 27 年	70	出典資料を確認し、平成 28年のものに変更
	3.2.7. 一般廃棄物の処理状況	70	データの最新年が 平成 27 年(廃棄物 の排出状況)、平成 28 年(し尿収集量)	71	出典資料を確認し、平成 28 年(廃棄物の排出状 況)、平成 29 年(し尿収集 量)のものに変更

*	77 17		準備書		評価書
章	項目	頁	内容	頁	変更内容
	3.3. 環境の保全を目的とする法 令等により指定された地域及びそ の他の対象及び当該対象に係る規 制の内容その他の状況 3.3.1 公害防止関係 (5) 水質汚濁 1) 環境基準 ① 環境基本法に基づく環境基準	84	カドミウム: 0.01mg/l 1,1-ジクロロエチレン: 0.02mg/l トリクロロエチレン: 0.03mg/l 1,4-ジオキサン: 0.5mg/l	85	カドミウム: 0.003mg/l 1,1-ジクロロエチレン: 0.1mg/l トリクロロエチレン: 0.01mg/l 1,4-ジオキサン: 0.05mg/ l
	2) 規制基準 ①水質汚濁防止法による排水基準	87	カドミウム及びそ の化合物: 0.1mg/l 1,1-ジクロロエチレン: 0.2mg/l	88	カドミウム及びその化合 物:0.03mg/l 1,1-ジクロロエチレン: 1mg/l
第4章		108 ~	章題は「方法書に対 する意見及び事業	109 ~	章題は「環境影響評価図書 に対する意見及び事業者
		110	者の見解」	114	の見解」とし、4.1で「方 法書に対する意見及び事 業者の見解」、4.2で「準備 書に対する意見及び事業 者の見解」とした。
第5章	環境影響評価項目並びに調査、予測 及び評価手法 1) 大気質 2) 騒 音 3 振動	116 121 126	調査、予測及び評価 手法	120 125 131	調査、予測及び評価手法
第6章	6.1 大気質 2) 気象の状況、	164	7月調査の注釈	168	7月調査の注釈
	3) 交通量、4) 運行道路の沿道 状況	168 ~	交通量調査結果	172 ~	No.5 地点の交通量調査結 果を追記
	(3) 廃棄物運搬車両等の運行に伴 う影響	170 186 ~ 194	廃棄物運搬車両等 の運行に伴う予測 評価	174 190 ~ 200	No.3 地点の予測評価結果 を削除、No.5 地点の予測評価結果を追記
	6.2 騒音 (4) 廃棄物運搬車両等 の運行に伴う影響	$\begin{array}{c} 223 \\ \sim \\ 226 \end{array}$	廃棄物運搬車両等 の運行に伴う予測 評価	$\begin{array}{c} 229 \\ \sim \\ 234 \end{array}$	No.3 地点の予測評価結果 を削除、No.5 地点の予測評 価結果を追記
	6.3 振動 (4) 廃棄物運搬車両等 の運行に伴う影響	248 \sim 251	廃棄物運搬車両等 の運行に伴う予測 評価	256 \sim 259	No.3 地点の予測評価結果 を削除、No.5 地点の予測評 価結果を追記
	6.7. 動物 6.7.1. 調査 (6) 調査結果 3) 鳥類(猛禽類) ② 重要な種及び注目すべき生息地	312 314	本文及び表内でオ オタカが国内希少 野生動植物種に指 定されている	320 322	指定を全て削除
	6.11. 人と自然との触れ合いの活動の場 6.11.2. 予測及び評価の結果 (1) 土地又は工作物の存在及び供用:施設の存在に伴う影響 5) 予測結果 及び 7) 評価②評価結果	447 ~ 448	利用者が少ない、そ のため影響が少な いという記述があ る	455 ~ 456	横断歩道が整備されており、交通による支障が生じないため影響が少ないという記述に変更
第9章	総合評価	465 ~ 497 472	第6章の修正内容に 該当する部分を同 様に変更	473 ~ 475 480	第6章の修正内容に該当 する部分を同様に変更

章	項目	準備書		評価書	
早		頁	内容	頁	変更内容
第10章		474	第10章 環境影響 評価の受託者の名 称、代表者の氏名及 び主たる事務所の 所在地	482 ~ 484	第10章 評価書作成にあ たって準備書に記載した 事項との相違個所に変更
第11章			該当なし	485	第11章 環境影響評価の 受託者の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所 在地

第 11 章 環境影響評価の受託者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第11章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価準備書の作成に係る業務の受託者は以下のとおりである。

名 称:株式会社エイト日本技術開発

代表者氏名:代表取締役社長 小谷 裕司

主たる事務所の所在地:東京都中野区本町5丁目33番11号